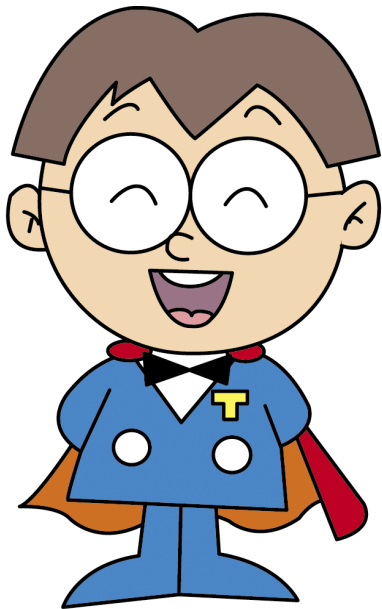


分割基準の
ガイドブック



令和4年9月
東京都主税局

分割基準のガイドブック 目次

第1章 分割基準の概要	1
1 分割基準とは	1
2 分割基準の種類	1
3 事業の判定についての注意点	2
(1) 製造業	2
(2) 電気供給業	2
(3) ガス供給業	2
4 二以上の分割基準を適用すべき事業を併せて行う場合	2
5 申告書に添付する別表	2
第2章 各分割基準の詳細	3
1 事業所等の数	3
(1) 事業所等とは	3
(2) 事業所等の数とは(法72条の48④-2)	3
(3) 具体的な取扱い	4
(4) 事業所等の数の算定方法	5
2 従業者の数	8
(1) 従業者とは	8
(2) 従業者の数とは(法72条の48④-1、法57条②③、法321条の13②③)	8
(3) 具体的な取扱い	9
(4) 従業者の数の算定方法	11
(5) 資本金1億円以上の製造業を行う法人の特例(法72条の48④-1)	15
3 固定資産の価額	16
(1) 固定資産の価額とは	16
(2) 具体的な取扱い	16
4 電線路の電力の容量	17
(1) 電線路とは	17
(2) 電線路の電力の容量とは(法72条の48③-2ロ(1)、同条④-3)	17
(3) 具体的な取扱い	17
5 軌道の延長キロメートル数	18
(1) 軌道の延長キロメートル数とは	18
(2) 鉄道事業・軌道事業の例外(法72条の48⑩、令35条の2、規則6条の3)	18
第3章 分割課税標準額の算出方法	19
1 所得割の分割課税標準額の算出方法	19
2 付加価値割及び資本割の分割課税標準額の算出方法	22
3 法人税割の分割課税標準額の算出方法	24
第4章 参考	25
1 よくあるご質問	25
2 参考条文等(一部言葉を省略しております。)	27
地方税法	27
地方税法施行令	34
地方税法施行規則	35
地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県税関係)	37
地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)	42
個別通知	44
行政実例等	46
日本標準産業分類(総務省)〈抜粋〉	49

○ このガイドブックは、令和4年4月1日現在の法令等に基づき作成しております。

このガイドブックにおける法令等は次の略語を用いています。

(法令)

法 …… 地方税法
令 …… 地方税法施行令
規則 …… 地方税法施行規則

(通知)

通(県) …… 地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県税関係)
(平成22年4月1日総税都第16号 各都道府県知事宛総務大臣通知)
通(市) …… 地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)
(平成22年4月1日総税市第16号 各都道府県知事宛総務大臣通知)

条文番号は次のとおり表示しています。

条…算用数字
項…○で囲んだ算用数字
号…ハイフンと算用数字

○ 関連条文及び通知等は、「第4章 2参考条文等」に掲載しております。

○ 「事務所又は事業所」について

地方税法72条の48③④⑤においては「事業所等」、通知(県)第一章6においては「事務所等」、通知(県)第三章においては「事業所等」(9の13は「事務所等」、通知(市)第一章6において「事務所等」といいますが、このガイドブックでは、原則、「事務所又は事業所」を「事業所等」といいます。

申告内容のご相談やお問い合わせ、郵送・電子申告による申告書等のご提出は、所管都税事務所へお願いします。

所管都税事務所はこちらをご覧ください。

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/jimusho/index.html>

第1章 分割基準の概要

1 分割基準とは

法人事業税、法人住民税法人税割は、事業所等所在の都道府県・市町村において課されます。

複数の都道府県・市町村に事業所等を有する法人は課税標準額の総額を一定の基準で分割して関係地方団体ごとの分割課税標準額・税額を算定します。この一定の基準を分割基準といいます。

分割基準は、法人住民税法人税割では、従業者の数を使用しますが、法人事業税では、法人の事業によって異なるものを使用します（法72条の48③）。

2 分割基準の種類

法人事業税において適用する分割基準は、以下のとおり法人の事業により区分されています。各都道府県の課税標準額は、それぞれの方法で按分した額となります。

事業	分割基準	備考
ア 下記イからオ以外の事業 (建設業、通信業、卸売業、小売業、銀行業、保険業、証券業、不動産業、サービス業、ソフトウェア業等)	事業所等の数 及び 従業者の数	<課税標準額の総額の2分の1> 事業年度に属する各月の末日現在の 事業所等の数を合計した数 <課税標準額の総額の2分の1> 事業年度終了の日現在の事業所等の従業者の数
イ 製造業	従業者の数	事業年度終了の日現在の事業所等の従業者の数
ウ 倉庫業・ガス供給業	固定資産の価額	事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事業所等の有形固定資産の価額
エ 電気供給業 ※	発電事業等 特定卸供給事業	<課税標準額の総額の4分の3> 事業年度終了の日現在の事業所等の固定資産で 発電所の用に供するものの価額 <課税標準額の総額の4分の1> 事業年度終了の日現在の事業所等の固定資産の価額
	一般送配電事業 送電事業 配電事業 特定送配電事業	<課税標準額の総額の4分の3> 事業所等の所在する都道府県において、 事業年度終了の日現在の発電所の発電用の電気工作 物と電気的に接続している電圧66キロボルト以上 の電線路の電力の容量 <課税標準額の総額の4分の1> 事業年度終了の日現在の事業所等の固定資産の価額
	小売電気事業等	事業所等の数 及び 従業者の数 <課税標準額の総額の2分の1> 事業年度に属する各月の末日現在の 事業所等の数を合計した数 <課税標準額の総額の2分の1> 事業年度終了の日現在の事業所等の従業者の数
オ 鉄道事業・軌道事業	軌道の延長 キロメートル数	事業年度終了の日現在における軌道の 単線換算キロメートル数

※平成29年3月30日以前に終了する事業年度は、課税標準額の総額の4分の3に相当する額を事業所等の固定資産の価額で発電所の用に供するものの価額に、課税標準額の総額の4分の1に相当する額を事業所等の固定資産の価額によって按分します。

なお、電気供給業の各事業の定義及び複数区分の電気供給業を行う場合の分割基準については、[「電気供給業のガイドブック」](#)を参照してください。

3 事業の判定についての注意点

(1) 製造業

日本標準産業分類(総務省)に定められている次の事業をいいます。

「Eー製造業」及び「Rーサービス業(他に分類されないもの)」のうち「891 自動車整備業」「901 機械修理業(電気機械器具を除く)」「902 電気機械器具修理業」

(2) 電気供給業

需要に応じて電気を供給する事業及びこれらの事業者が電気を供給する事業をいいます。

現に電気を供給しているという実態のある事業をいい、電気事業法に基づく登録や許可等を要する事業であるか否かを問いません。

(3) ガス供給業

ガス事業法の適用に関わらず、導管によってガスを供給する事業をいいます。

ガス供給業として収入割が課される事業(令和4年4月1日以後開始事業年度においては導管ガス供給業及び特定ガス供給業)に該当しない事業を行っている場合でも、法第72条の4第3項第3号に規定するガス供給業には該当するため、使用する分割基準は固定資産の価額となります。

4 二以上の分割基準を適用すべき事業を併せて行う場合

二以上の分割基準を適用すべき事業を併せて行う法人は、これらの事業のうち主たる事業について定められた分割基準を使用してください。(法72条の48⑧)(例外:鉄道事業・軌道事業の場合はP18「第2章5」を参照)

複数の割を申告する場合も、すべての割について、主たる事業の分割基準を使用します。

例えば、製造業と電気供給業を併せて行い、所得割と収入割がある場合、主たる事業が製造業であれば、所得割も収入割も製造業の分割基準で按分します。

主たる事業の判定に当たっては、原則、売上金額の最も大きいものを主たる事業とします。これによりがたい場合には従業者の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断します。(通知(県)第三章9の11)

5 申告書に添付する別表

- ・課税標準の分割に関する明細書(第10号様式)

この明細書に分割基準を記載し、分割課税標準額を計算します。課税標準額のない法人についても提出が必要です。記載方法については、[課税標準の分割に関する明細書\(第10号様式\)記載の手引](#)を参照してください。

第2章 各分割基準の詳細

1 事業所等の数

(1) 事業所等とは

事業税の分割基準として、第1章2ア及びビ（電気供給業（小売電気事業等））に該当する法人が使用します。

事務所又は事業所の定義（通知（県）第一章6）

自己の所有に属するか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって継続して事業が行われる場所をいいます。

事業は、本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接・間接に関連して行われる付随的事业であっても、社会通念上そこで事業が行われていると考えられているものを含まれます。

事務所又は事業所と認められるには、事業が継続性を持ったものである必要があり、2～3ヶ月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所や仮小屋等は入りません。

(2) 事業所等の数とは（法72条の48④-2）

分割基準の数値である事業所等の数とは、事業年度に属する**各月の末日現在**における数値を**合計した数値**です。（その事業年度中に月の末日が到来しない場合には、その事業年度終了の日における数値をいいます。）



原則

各月の末日の事業所等の数を合計した数値

例外

事業年度の期間が一月に満たないで、かつ、その事業年度中に一度も月の末日が含まれない場合には、事業年度終了の日の事業所等の数

事業所等（通知（県）第三章9の10）

- 同一構内・区画にある建物

原則 一つの事業所等として取り扱います。（上記通知（2））

- 近接した構内・区画にそれぞれ建物がある場合（上記通知（3））

原則 構内・区画ごとに一つの事業所等として取り扱います。

例外 近接かつ経済活動・事業活動に一体性があると認められる場合

- ・ 経理・帳簿等が同一で分離できない場合
- ・ 同一の管理者等により管理・運営されている場合など

⇒一つの事業所等として取り扱います。

- 構内・区画が二以上の都道府県の区域にまたがる場合

（上記通知（4））

- ・ 建物が一の都道府県の区域のみに所在する場合は、当該建物の所在する都道府県の事業所等として取り扱います。

（上記通知（4）ア）

- ・ 建物が二以上の都道府県の区域にまたがる場合は、それぞれの都道府県の事業所等として取り扱います。（上記通知（4）イ）

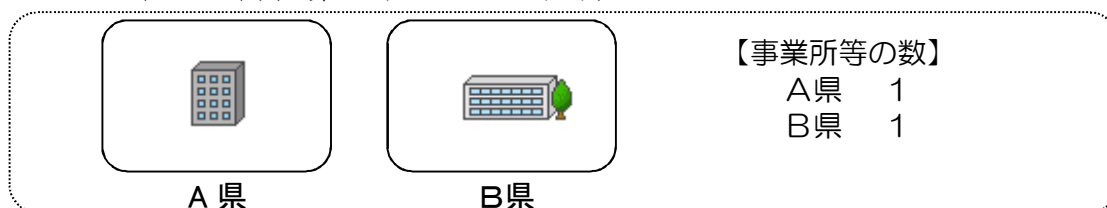
「近接」の範囲については、概ね、構内・区画が隣接している場合などをいいます。

～建物とは～

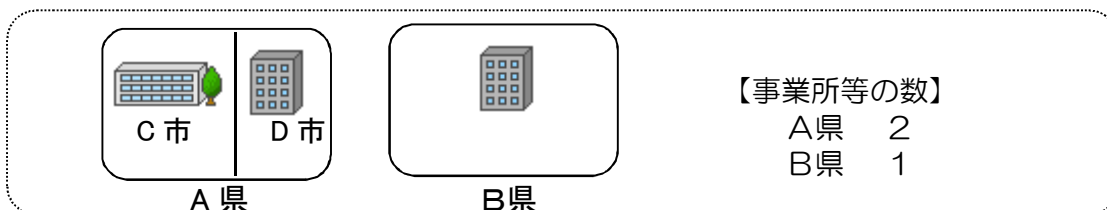
店舗等の事業の用に供する建物をさします。

(3) 具体的な取扱い

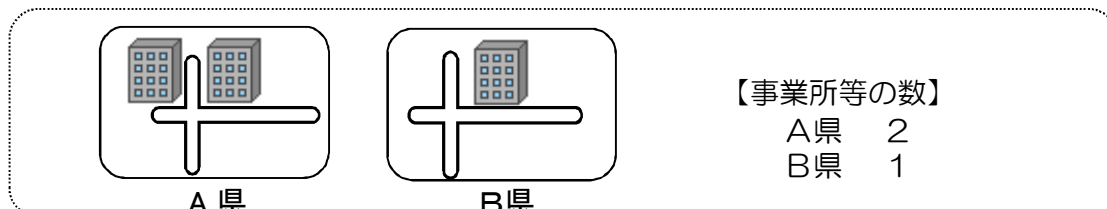
事例1 各県に1ヶ所ずつある場合
(通知(県)第三章9の10(2))



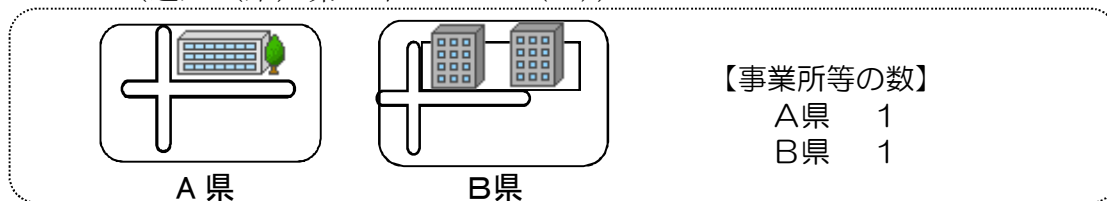
事例2 A 県に2ヶ所、B 県に1ヶ所ある場合
(通知(県)第三章9の10(2))



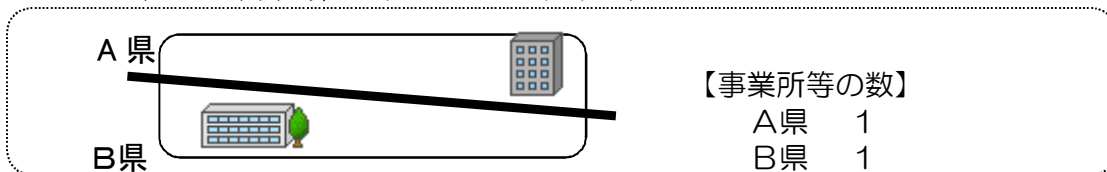
事例3 A 県に近接して2ヶ所、B 県に1ヶ所ある場合
(通知(県)第三章9の10(2)(3))



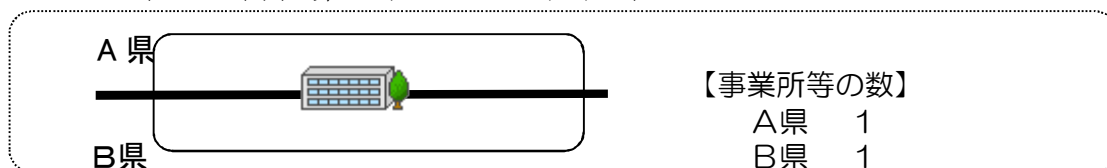
事例4 A 県に1ヶ所、B 県の同一区画内に建物が2つある場合
(通知(県)第三章9の10(2))



事例5 同一構内に県境があり、各県に建物が1つずつある場合
(通知(県)第三章9の10(4)ア)



事例6 建物が2県の区域にまたがる場合
(通知(県)第三章9の10(4)イ)



(4) 事業所等の数の算定方法

～表のみかた～

例 事業年度X1年4月1日～X2年3月31日

A県 a事務所はX2年2月25日廃止

		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
A県	a事務所		←										→		10
	各月末日の数値		1	1	1							1	1		10
B県	B県事務所・営業所		←											→	12
	各月末日の数値		1	1	1							1	1	1	1
分割基準（事業所等）合計															22

事業年度を表しています。基本的に月単位となっています。

4月末日

2/25

事業年度の途中で新設廃止がある場合、事業年度の末日が月の末日でない場合等に表示しています。

↔事業所等が所在していることを表しています。

事例1 事業年度を通じて、事業所等の異動がない場合

① 事業年度終了の日が月の末日の場合

事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日

		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
A県	a事務所		←											→	12
	b事務所		←											→	12
	c事務所		←											→	12
	各月末日の数値		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	36
B県	d事務所		←											→	12
	e営業所		←											→	12
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
分割基準（事業所等）合計															60

② 事業年度終了の日が月の末日でない場合

事業年度 X1年6月6日～X2年6月5日

		月	6/6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6/5	計
A県	a事務所		←												→	12
	b事務所		←												→	12
	c事務所		←												→	12
	各月末日の数値		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	36
B県	d事務所		←												→	12
	e営業所		←												→	12
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
分割基準（事業所等）合計															60	

事例2 事業年度の途中に事業所等の新設・廃止がある場合

① 新設

事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日

A県 a 事務所はX2年3月20日に新設

A県 c 事務所はX1年5月1日に新設

		5/1										3/20			
		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
A 県	a 事務所													↔	1
	b 事務所	←													12
	c 事務所		←												11
	各月末日の数値		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3
B 県	d 事務所	←													12
	e 営業所	←													12
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
分割基準（事業所等）合計															48

② 廃止

事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日

A県 a 事務所はX2年1月20日に廃止

A県 c 事務所はX1年5月31日に廃止

		5/31										1/20			
		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
A 県	a 事務所	←												→	9
	b 事務所	←													12
	c 事務所	←	→												2
	各月末日の数値		3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1
B 県	d 事務所	←													12
	e 営業所	←													12
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
分割基準（事業所等）合計															47

③ 新設及び廃止

事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日

B県 d 事務所をX2年1月20日に廃止し、A県 a 事務所に同日移転

		1/20													
		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
A 県	a 事務所												←	→	3
	b 事務所	←													12
	c 事務所	←													12
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3
B 県	d 事務所	←												→	9
	e 営業所	←													12
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1
分割基準（事業所等）合計															48

事例3 解散・合併・決算期変更等があった場合

① 事業年度中に月の末日が一度も含まれない場合

事業年度 X1年4月1日～X1年4月15日(解散)

B県d事務所はX1年4月8日に廃止

4月15日(事業年度終了の日)における数値を使用する。

		4/8	4/15	4/30	
		月			計
A県	a事務所	←→		1	
	b事務所	←→		1	
	c事務所	←→		1	
	各月末日の数値	3		3	
B県	d事務所	←		0	
	e営業所	←→		1	
	各月末日の数値	1		1	
分割基準(事業所等)合計				4	

② ①以外の解散・合併・決算期変更等の場合

ケース1 事業年度 X1年6月6日～X2年3月31日

6月5日決算の法人が3月31日決算に決算期変更

		6/6	6/30									3/31	
		月											計
A県	a事務所	←→											10
	b事務所	←→											10
	c事務所	←→											10
	各月末日の数値	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
B県	d事務所	←→											10
	e営業所	←→											10
	各月末日の数値	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
分割基準(事業所等)合計												50	

ケース2 事業年度 X1年8月20日～X1年10月9日

8月19日決算の法人が10月9日に解散

		8/20	10/9		
		8/31			計
A県	a事務所	←→		2	
	b事務所	←→		2	
	c事務所	←→		2	
	各月末日の数値	3	3	6	
B県	d事務所	←→		2	
	e営業所	←→		2	
	各月末日の数値	2	2	4	
分割基準(事業所等)合計				10	

2 従業者の数

(1) 従業者とは

事業税の分割基準として、第1章2ア、イ（製造業）及びエ（電気供給業（小売電気事業等））に該当する法人が使用します。また、住民税の分割基準として、すべての法人が使用します。

従業者の定義（規則6条の2の2①）

従業者とは、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払を受けるべき者をいいます。

この場合において、当該事業の経営者である個人及びその親族又は同居人のうち当該事業に従事している者で給与の支払を受けない者は、給与の支払を受けるべきものとみなします。

従業者とは、給与支給の有無に関わらず、また、常勤、非常勤の別を問わず、給与の支払いを受けるべき労務等を提供している者が対象になります。

具体的には、役員（無給の非常勤役員を含みます。）のほか、アルバイト、パートタイマー、派遣社員等も含みます。

(2) 従業者の数とは（法72条の48④-1、法57条②③、法321条の13②③）

従業者の数とは、**事業年度**（住民税の場合には、「算定期間」と読み替えてください。以下同様です。）**終了の日**現在における各事業所等の数値となります。

ただし、事業年度の中途において、新設または廃止をした事業所等の場合は、事業所等の所在した月数で按分します。

また、事業年度中を通じて従業者の数が著しく変動した場合（各月の末日の人数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える場合）は各月の平均となります（法72条の48⑤、令35、通知（県）第三章9の2）。



原則

事業年度終了の日の従業者の人数

例外

新設した事業所等

事業年度終了の日
現在の人数 × $\frac{\text{新設の日から事業年度終了の日までの月数}}{\text{事業年度の月数}}$

廃止した事業所等

廃止の日の前月末日
現在の人数 × $\frac{\text{廃止日までの月数}}{\text{事業年度の月数}}$

著しい変動のある事業所等

$\frac{\text{各月末日の人数の合計}}{\text{事業年度の月数}}$

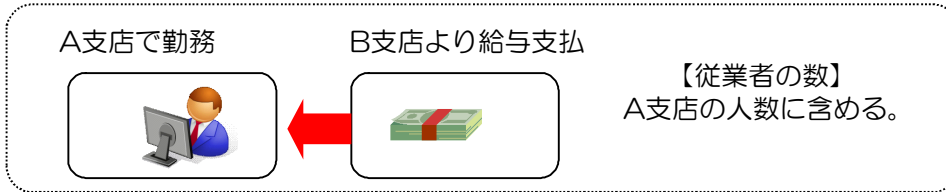
計算式中における月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。

従業者の数に1人に満たない端数を生じたときはこれを1人とします。

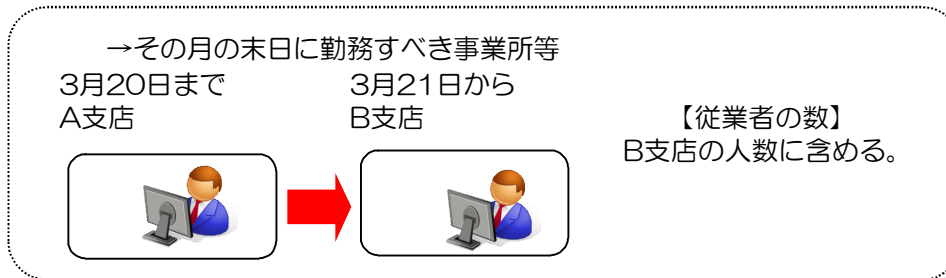
(3) 具体的な取扱い

ケース：同一法人のどの事業所等の従業者の数に計上するか？

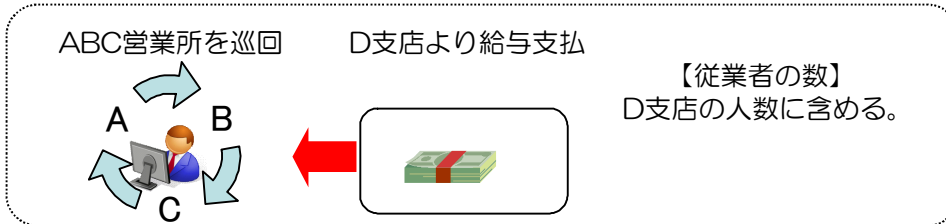
事例1 給与支払事業所等と勤務している事業所等が異なる場合
(通知(県)第三章9の1(1)ア、(市)第二章59(1)ア)



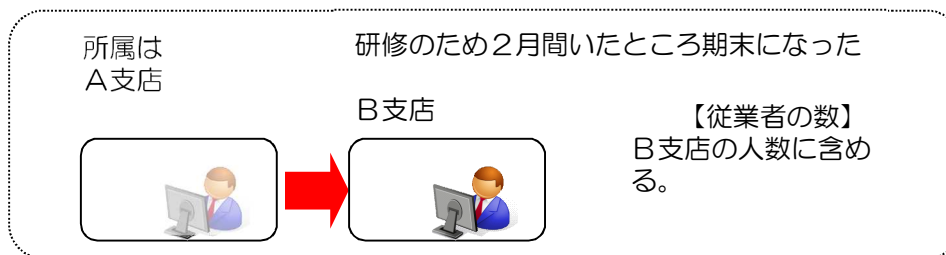
事例2 転勤によって勤務すべき事業所等が一月のうち複数ある場合
(通知(県)第三章9の1(1)イ、(市)第二章59(1)イ)



事例3 一月未満で複数の事業所等を巡回しており主に勤務すべき事業所等がない場合(通知(県)第三章9の1(1)ウ、(市)第二章59(1)ウ)



事例4 連続して一月以上同一事業所等に出張している場合
(通知(県)第三章9の1(1)エ、(市)第二章59(1)エ)

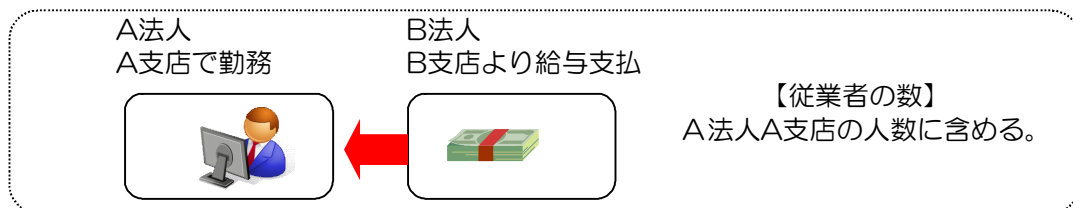


事例5 複数の事業所等に兼務している場合
(通知(県)第三章9の1(1)オ、(市)第二章59(1)オ)

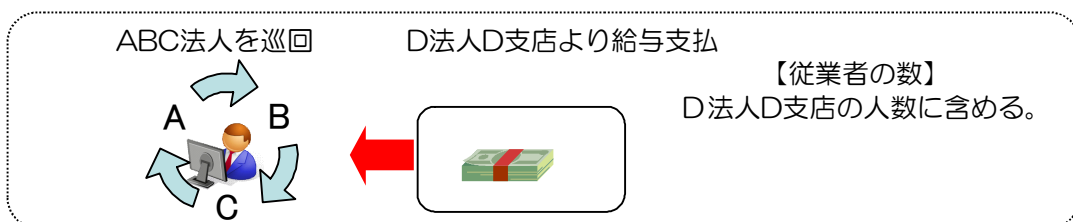


ケース：複数の法人のどの事業所等の従業者の数に計上するか？

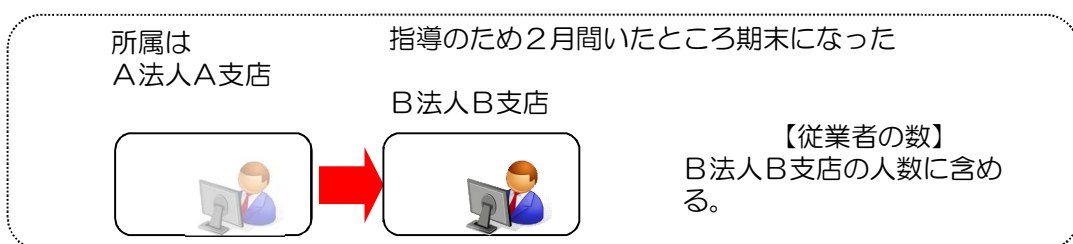
事例6 給与支払を受ける法人と勤務している法人が異なる場合
(通知(県)第三章9の1(2)ア、(市)第二章59(2)ア)



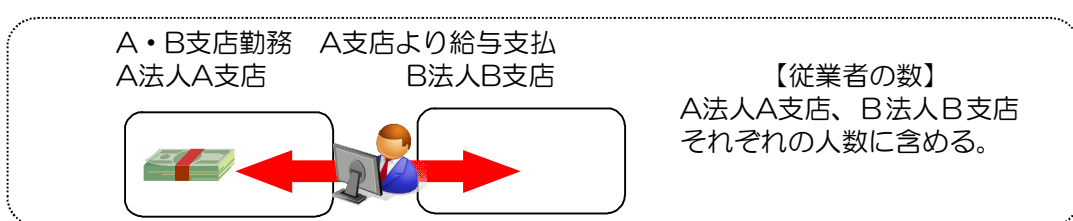
事例7 一月未満で複数法人の事業所等を巡回して、主に勤務すべき事業所等がない場合
(通知(県)第三章9の1(2)イ、(市)第二章59(2)イ)



事例8 連続して一月以上他の法人の同一事業所等に出張している場合
(通知(県)第三章9の1(2)ウ、(市)第二章59(2)ウ)



事例9 複数法人の事業所等に兼務している場合
(通知(県)第三章9の1(2)エ、(市)第二章59(2)エ)



ケース：従業者の数に含めない者

(通知(県)第三章9の1(3)、(市)第二章59(3))

- 研修施設において、研修を受ける者
- 勤務すべき事業所等が分割基準の対象外(例：国外支店勤務)
- 勤務すべき施設が事業所等ではない(例：常時船舶の乗組員である者)
- 病気欠勤者など一月以上勤務していない者(勤務していない期間に限り含めない。)

(4) 従業者の数の算定方法

～表のみかた～
 例 事業年度X1年4月1日～X2年3月31日
 A県 a事務所はX2年2月25日廃止

↔事業所等が所在していることを表しています。
 事業年度を表しています。基本的に月単位となっています。
 各県の合計です。

		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	合計
A県	a事務所	←													5	5
	各月末日の数値		5	5	5						5	5				
B県	B県事務所・営業所	←													18	18
	各月末日の数値		10	10	11						13	13	18	18		
分割基準（従業者の数）合計																23

4月末日
 2/25
 事業年度の途中で新設廃止がある場合、事業年度の末日が月の末日でない場合等に表示しています。

事例1 事業所等に異動がなく、従業者の数に著しい変動がない場合
 事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日

		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	合計	
A県	a事務所	←													5	9	
	各月末日の人数		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5			
	b事務所	←													3		
	各月末日の人数		2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			
B県	c事務所	←													1	11	
	各月末日の人数		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	d事務所	←													9		
	各月末日の人数		10	11	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9			
B県	e営業所	←													2		
	各月末日の人数		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
分割基準（従業者の数）合計																20	

事例2 事業所等に異動がなく、従業者の数に著しい変動がある場合
 事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日
 5人/2人=2.5倍>2倍
 (計算) e営業所：(2+2+2+2+2+2+5+5+5+5+5) ÷ 12=3.5 → 4
 (1人未満切り上げ)

		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	合計	
A県	a事務所	←													8	14	
	各月末日の人数		5	5	5	5	5	6	6	6	6	7	7	8			
	b事務所	←													3		
	各月末日の人数		2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			
B県	c事務所	←													3	13	
	各月末日の人数		2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			
	d事務所	←													9		
	各月末日の人数		10	11	11	11	11	11	9	9	9	9	9	9			
B県	e営業所	←													4		
	各月末日の人数		2	2	2	2	2	2	5	5	5	5	5	5			
分割基準（従業者の数）合計																27	

事例3 事業年度の途中に事業所等の新設・廃止がある場合

① 新設

事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日

A県 a 事務所はX2年3月20日に新設

A県 c 事務所はX1年5月1日に新設

(計算) a 事務所 $2 \times 1/12 = 0.166\cdots \rightarrow 1$

c 事務所 $5 \times 11/12 = 4.583\cdots \rightarrow 5$

		5/1											3/20			計	合計
		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
A 県	a 事務所														←	1	9
	各月末日の人数														2		
	b 事務所	←													→	3	
	各月末日の人数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
	c 事務所		←												→	5	
	各月末日の人数		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
B 県	d 事務所	←													→	10	12
	各月末日の人数	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10			
	e 営業所	←													→	2	
	各月末日の人数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
分割基準（従業者の数）合計 21																	

② 廃止

事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日

A県 a 事務所はX2年1月20日に廃止

A県 c 事務所はX1年5月31日に廃止

(計算) a 事務所 $2 \times 10/12 = 1.666\cdots \rightarrow 2$

c 事務所 $3 \times 2/12 = 0.5 \rightarrow 1$

		5/31											1/20			計	合計
		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
A 県	a 事務所	←													→	2	6
	各月末日の人数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						
	b 事務所	←													→	3	
	各月末日の人数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3			
B 県	c 事務所	←	→													1	12
	各月末日の人数	3	2														
	d 事務所	←													→	10	
	各月末日の人数	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10			
e 営業所	←													→	2	18	
	各月末日の人数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
分割基準（従業者の数）合計 18																	

③ 新設及び廃止

事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日

B県d事務所をX1年5月1日に設置した後X2年1月20日に廃止し、
A県a事務所に同日移転

A県c事務所は、X1年6月25日に廃止

(計算) a事務所 $4 \times 3 / 12 = 1 \rightarrow 1$

c事務所 $2 \times 3 / 12 = 0.5 \rightarrow 1$

d事務所 $4 \times 9 / 12 = 3 \rightarrow 3$

		5/1 6/25					1/20					計	合計		
月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1			2	3
A県	a事務所											←	→	1	8
	各月末日の人数											4	4		
	b事務所	←	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	6	
	各月末日の人数	4	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
	c事務所	←	→												
各月末日の人数	2	2													
B県	d事務所		←	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	3	5
	各月末日の人数			4	4	4	4	4	4	4	4				
	e営業所	←	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	2	
	各月末日の人数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
分割基準（従業者の数）合計 13															

事例4 事業年度の途中に事業所等の新設・廃止と著しい変動があった場合

事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日

B県d事務所をX2年1月20日に廃止し、A県a事務所に同日移転

A県c事務所は、X1年6月25日に廃止

(計算) a事務所 $(0+0+0+0+0+0+0+0+0+1+4+4) \div 12 = 0.75 \rightarrow 1$

c事務所 $2 \times 3 / 12 = 0.5 \rightarrow 1$

d事務所 $(5+5+5+5+5+5+5+5+2+0+0+0) \div 12 = 3.5 \rightarrow 4$

		6/25					1/20					計	合計		
月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1			2	3
A県	a事務所											←	→	1	8
	各月末日の人数											1	4		
	b事務所	←	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	6	
	各月末日の人数	4	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
	c事務所	←	→												
各月末日の人数	2	2													
B県	d事務所		←	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	4	6
	各月末日の人数		5	5	5	5	5	5	5	5	2				
	e営業所	←	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	2	
	各月末日の人数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
分割基準（従業者の数）合計 14															

事例5 解散・合併・決算期変更等があった場合

事業年度中に月の末日が一度も含まれない場合

事業年度 X1年4月1日～X1年4月15日(解散)

A県 a～c 事務所、B県 e 事務所は、

4月15日(事業年度終了の日)における数値を使用する。

B県 d 事務所はX1年4月8日に廃止

(計算) d 事務所 $4 \times 1 / 1 = 4$

		月	4/8	4/15	4/30	計	合計
		～3	4				
A 県	a 事務所	←→	←→			1	6
	各月末日の人数	1	1				
	b 事務所	←→	←→			2	
	各月末日の人数	2	2				
c 事務所	←→	←→			3		
各月末日の人数	3	3					
B 県	d 事務所	←→	↔			4	5
	各月末日の人数	4					
	e 営業所	←→	←→			1	
	各月末日の人数	1	1				

分割基準(従業者の数) 合計 11

(5) 資本金1億円以上の製造業を行う法人の特例（法72条の48④-1）

製造業を営む法人で、**事業年度終了の日**の資本金が1億円以上の場合、工場の従業者については、その従業者数の1/2を加算します。

工場の詳細（規則6条の2の2②③、通知（県）第三章9の3）

「資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の事業税の分割基準である工場の従業者の取扱いについて」

（昭和37年5月4日自治丙府発第39号）

工場とは？

物品の製造、加工又は組立て等生産に関する業務が行われている事業所等をいいます。

生産に関する業務とは？

物品の製造、加工、組立て、整備、修理を行う業務をいいます。

工場かどうか？

事業年度終了の日現在の状況によります。途中で廃止した場合は、該当しません。

また、名称のいかんを問わず、上記の業務を行っている事業所等かどうかで判断します。

工場の従業者？

次の業務を行っている人をいいます。

- 事業物品の製造・加工・組立て・整備・修理に関する業務を直接担当している人
- 製品の検査・包装・原材料の運搬・動力の保守点検等生産を補助する業務を担当している人
- 工場内の総務・経理・生産管理・資材管理等の業務を行う人

※ ただし工場に併置されている本社・支店・出張所・営業所・研究所・試験所等の従業者は除きます。

計算方法

工場の従業者の数にその2分の1を加算する。

工場の従業者が奇数の場合は、1を加えた数の2分の1を加算する。

例 工場の従業者 123人
 → $(123 + 1) \times 1/2 = 62$
 $123 + 62 = 185$
この工場の分割基準 185人



事業税の分割基準として、第1章2ウ（倉庫業・ガス供給業）及びエ（電気供給業（小売電気事業等を除く））に該当する法人が使用します。

3 固定資産の価額

(1) 固定資産の価額とは

固定資産の価額とは(法72条の48④-3、規則6条の2の2④、通知(県)第三章9の7)

固定資産の価額とは、**事業年度終了の日**において貸借対照表に記載されている**土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産**の価額をいいます。

建設仮勘定により経理されている固定資産であっても、当該事業年度終了の日において事業の用に供されているものは含まれ、無形固定資産及び貸借対照表に記載されていないものについては分割基準に含みません。

分割基準の対象となる固定資産については、自己の貸借対照表に記載のあるものです。したがって、貸借対照表に計上されない賃貸物件などは除きます。

～ ご注意! ～

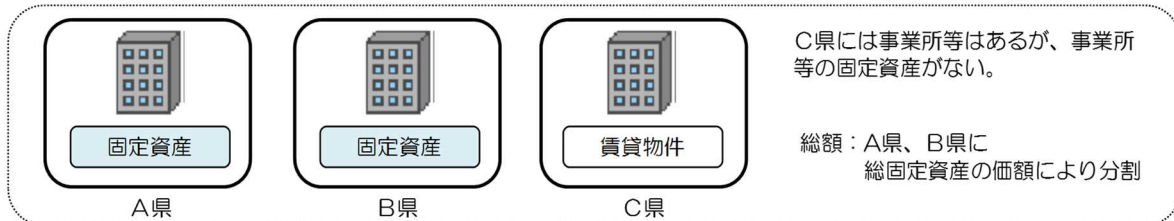
事業年度終了の日においていずれの都道府県にも事業所等の固定資産がない場合は、課税標準額は按分せずその全額を本店所在地の都道府県に申告します。

事業年度の途中で都道府県をまたぐ事業所等の移転があった場合は、事業年度終了の日において事業所等の固定資産がある都道府県のみが課税標準額の分割の対象となります。

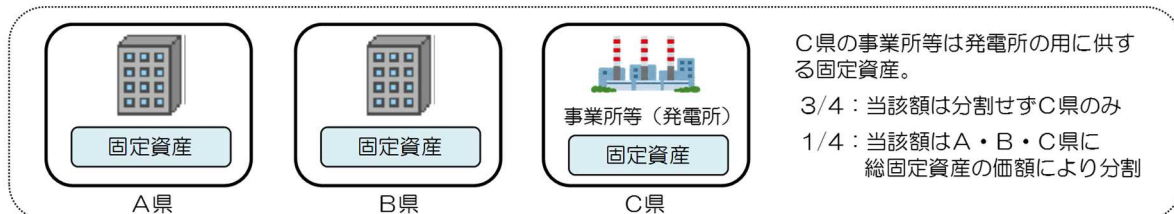
分割基準として発電所の用に供する固定資産の価額を使用する法人（第1章2エ（発電事業等及び特定卸供給事業に限ります。）に該当する法人）について、事業年度終了の日において発電所の用に供する固定資産がない場合は、課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額で按分します。（法72条の48③-2ハ（2））

(2) 具体的な取扱い

事例1 各県に事業所等があるが、C県には固定資産がない場合



事例2 各県に事業所等があるが、発電用固定資産はC県にしかない場合（電気供給業（発電事業者））



事例3 各県に事業所等の固定資産がない場合（電気供給業（発電事業者））



4 電線路の電力の容量

(1) 電線路とは

事業税の分割基準として、第1章2工（電気供給業（一般送配電事業・送電事業・配電事業・特定送配電事業））に該当する法人が使用します。

電線路とは（法72条の48③-2ロ(1)、規則6条の2②通知(県)第三章9の4、9の5）

事業所等の所在する道府県において、発電所の発電用の電気工作物（電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいいます。）と電氣的に接続している電線路で、電圧が66キロボルト以上のものをいいます。

(2) 電線路の電力の容量とは（法72条の48③-2ロ(1)、同条④-3）

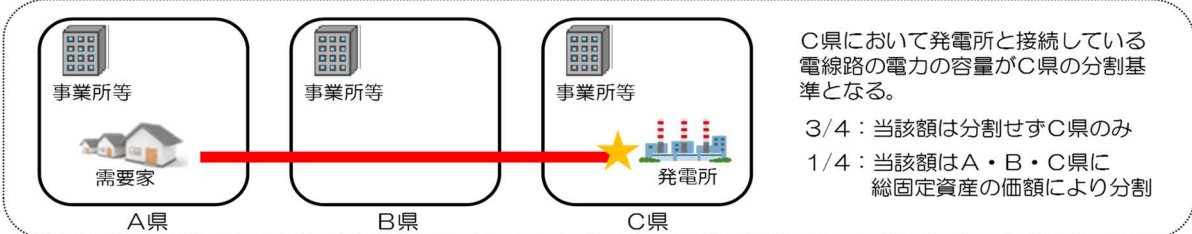
事業年度終了の日現在における、上記(1)に該当する電線路の電力の容量をキロワットで表した数値をいいます。

～ ご注意！ ～

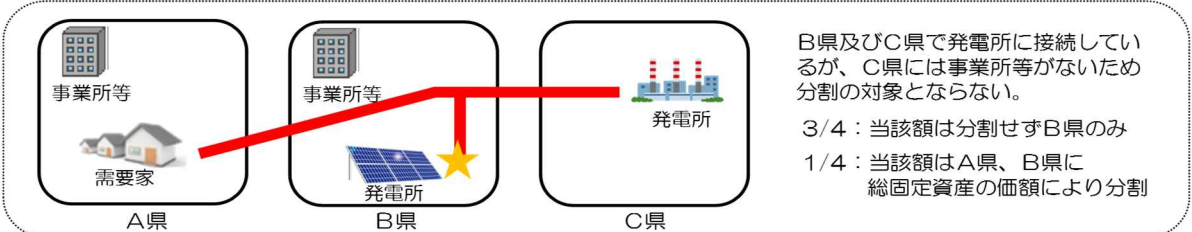
事業年度終了の日において事業所等の所在するいずれの都道府県においても発電所の発電用の電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合は、課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額で按分します。（法72条の48③-2ロ(2)）

(3) 具体的な取扱い

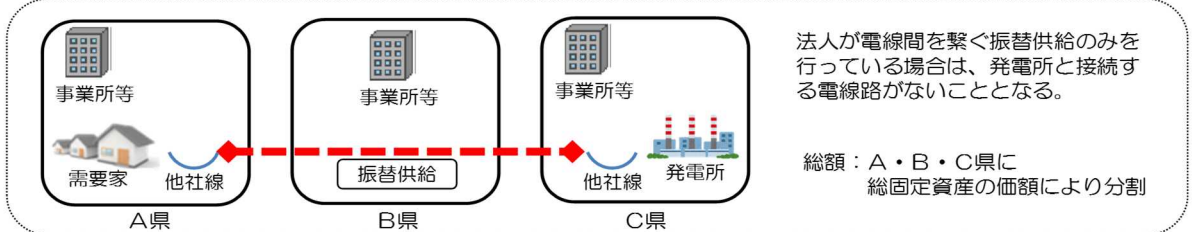
事例1 各県に事業所等があり、C県で発電所と接続している場合



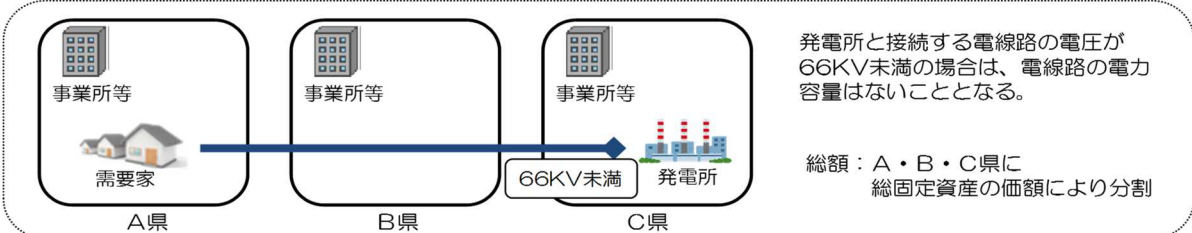
事例2 事業所等が所在しない県で発電所と接続している場合



事例3 振替供給のみを行っている場合



事例4 電線路の電圧が66キロボルト未満の場合



5 軌道の延長キロメートル数

(1) 軌道の延長キロメートル数とは

事業税の分割基準として、第1章2才（鉄道事業・軌道事業）に該当する法人が使用します。

軌道の延長キロメートル数とは（法 72 条の 48④-3、通知（県）第三章 9 の 8）

各事業年度終了の日現在の軌道の延長キロメートル数とは、次のものです。

- 単線換算キロメートル数
- 自らが敷設する鉄道線路（他人が敷設した鉄道線路であって譲渡を受けたものを含めます。）以外の鉄道線路を使用して旅客又は貨物の運送を行う場合は、当該使用に係る軌道の延長キロメートル数を当該法人の分割基準である軌道の延長キロメートル数に含めます。
- 引込線及び遊休線並びに敷設線を含めますが、他の法人等の所有に係る専用線は含めません。

(2) 鉄道事業・軌道事業の例外（法 72 条の 48⑪、令 35 条の 2、規則 6 条の 3）

鉄道事業・軌道事業とその他の事業とを併せて行う場合は、課税標準額の総額を鉄軌道事業に係る売上金額とその他の事業に係る売上金額（百貨店業については、売上総利益金額）とによって按分した額を、その事業の分割基準により、分割します。

ただし、百貨店業の場合は、売上金額に代えて売上総利益金額が按分の基準となります。

売上金額とは？

本来の事業及びこれに付随する事業の収入金額をいいます。

しかし、固定資産の売却収入その他受取利息、有価証券利息、受取配当金、有価証券売却益等の事業外収入は含みません。

なお、鉄道事業又は軌道事業における売上金額とは、原則として鉄道事業会計規則にいう営業収益をいいます。

百貨店業の詳細（通知（県）第三章 9 の 9（1）（3））

百貨店業とは？

百貨店業とは、物品販売業（物品加工修理業を含む。）であって、その店舗のうち、一つの店舗で床面積の合計が 1,500 m²（都の特別区、政令指定都市の区域内においては、3,000 m²）以上ある店舗を有するものをいいます。

売上総利益金額とは？

売上高（総売上高から売上値引及び戻り高を控除した額）から売上原価（期首たな卸高と仕入高を加えた額から期末たな卸高を控除した額）を控除した金額をいいます。

第3章 分割課税標準額の算出方法

1 所得割の分割課税標準額の算出方法

法72条の48①③、法57条②、
法321条の13②、
規則第10号様式記載要領

例：軽減税率適用法人（段階税率適用）の場合で小売業

小売業：第1章2アに該当

→使用する分割基準は事業所等
の数及び従業者の数

二以下の都道府県のみ事業所等を有する法人、または三以上の都道府県に事業所等を有していても資本金の額又は出資金の額が1,000万円未満である場合には、軽減税率が適用されます。

この場合の計算方法は、次のとおりです。

- ① 課税標準額の総額（所得金額）について、段階税率の各区分（「年400万円以下の金額」、「年400万円を超え年800万円以下の金額」、「年800万円を超える金額」）に振り分けます。
- ② ①の各区分の金額に千円未満の端数がある場合はそれぞれの端数を切り捨てます。
- ③ ①及び②の金額を1/2にした後、千円未満の端数が生じた場合切り捨てます。
- ④ ③で算出した金額を、それぞれ事業所等の数及び従業者の数で按分計算します。按分計算した金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- ⑤ ④で按分計算した金額を、区分ごとに合算し、区分ごとの分割課税標準額を算出します。

⇒ この区分ごとの分割課税標準額に基づき税額計算を行います。

計算例

分割基準	所得金額	36,173 千円		
	事業所等の数	県内 36 (所)	総数	120 (所)
	従業者の数	県内 61 (人)	総数	150 (人)

課税標準の分割

Step 1：課税標準額の総額を各区分に振り分け、1/2 にします。

所得 36,173 千円

(1)年400万円以下の金額	事業所等	2,000 千円	従業者	2,000 千円
(2)年400万円を超え 年800万円以下の金額	事業所等	2,000 千円	従業者	2,000 千円
(3)年800万円を超える金額	事業所等	14,086 千円	従業者	14,086 千円

Step2: それぞれの分割基準で按分します。

～ 端数処理 ～

課税標準を分割するために、まず、1 単位当たりの分割課税標準額を算出します。

この際、小数点以下の数値については、小数点以下の数値のうち分割基準の総数の桁数足す 1 の位以下を切り捨てます。

例：課税標準額 10,000,000 円 分割基準の総数 120

1 単位あたりの分割基準

$$10,000,000 \div 120 = 83,333.33333333\cdots$$

↑

分割基準の総数は 120 なので 3 桁 + 1 桁 = 小数点 4 位以下切捨て

○ 事業所等の数による按分

(1) 年 400 万円以下の金額⇒ $2,000 \text{ 千円} \div 120 = 16,666.666666\cdots$

小数点 4 位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$16,666.666 \times 36 = 599,999.976$$

千円未満切り捨てます。

599,000

(2) 年 400 万円を超え

年 800 万円以下の金額⇒ $2,000 \text{ 千円} \div 120 = 16,666.666666\cdots$

小数点 4 位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$16,666.666 \times 36 = 599,999.976$$

千円未満切り捨てます。

599,000

(3) 年 800 万円を超える金額⇒ $14,086 \text{ 千円} \div 120 = 117,383.333333\cdots$

小数点 4 位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$117,383.333 \times 36 = 4,225,799.988$$

千円未満切り捨てます。

4,225,000

○ 従業者数による按分

(1) 年 400 万円以下の金額⇒ $2,000 \text{ 千円} \div 150 = 13,333.333333\cdots$

小数点 4 位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$13,333.333 \times 61 = 813,333.313$$

千円未満切り捨てます。

813,000

(2) 年 400 万円を超え

年 800 万円以下の金額⇒ 2,000 千円 ÷ 150 = 13,333.333333...

小数点4位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

13,333.333 × 61 = 813,333.313

千円未満切り捨てます。

813,000

(3) 年 800 万円を超える金額⇒ 14,086 千円 ÷ 150 = 93,906.666666...

小数点4位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

93,906.666 × 61 = 5,728,306.626

千円未満切り捨てます。

5,728,000

Step 3: Step 2 で按分計算した金額を区分ごとに合算します。

(1) 事業所等 599 千円 + 従業者 813 千円 = 1,412 千円

(2) 事業所等 599 千円 + 従業者 813 千円 = 1,412 千円

(3) 事業所等 4,225 千円 + 従業者 5,728 千円 = 9,953 千円

税額計算

上記分割基準により算出された分割課税標準額に基づき税額計算を行います。

(ここでは、一例として、東京都の税率により計算しています。)

1,412 千円	×	3.75%	=	52,950	52,900 円	} ⇒ 877,200 円
1,412 千円	×	5.665%	=	79,989.8	79,900 円	
9,953 千円	×	7.48%	=	744,484.4	744,400 円	

税額は百円未満切り捨てます。

軽減税率不適用法人(比例税率適用)【事業年度終了の日において三以上の都道府県に事業所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上である法人*】の場合もこの方法と同様に分割課税標準額を計算します。(法 72 条の 24 の 7⑤)

*令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度については、事業所等を有する都道府県の数にかかわらず、外形標準課税法人は軽減税率の適用対象外です。

～ ご注意! ～

上記事例の税額計算では東京都の税率を適用しておりますが、税率は各地方団体の条例により異なりますので、申告の際には実際に適用される税率をご確認ください(次の付加価値割、資本割、法人税割についても同様です。)

2 付加価値割及び資本割の分割課税標準額の算出方法

例：外形標準課税法人の場合で小売業

小売業：第1章2アに該当
→使用する分割基準は事業所等
の数及び従業者の数

この場合の計算方法は、次のとおりです。

- ① 課税標準額の総額（付加価値額・資本金等の額）について、それぞれ千円未満を切り捨てます。
- ② ①の金額をそれぞれ1/2した後、千円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てます。
- ③ ②で算出した金額を、それぞれ事業所等の数及び従業者の数で按分計算します。按分計算した金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- ④ ③で按分計算した金額を合算し、分割課税標準額を算出します。

⇒ この分割課税標準額に基づき税額計算を行います。

計算例

	資本金等の額		157,587,720 円		
分割基準	事業所等の数	県内	36 (所)	総数	1,229 (所)
		従業員の数	県内	61 (人)	総数

課税標準の分割

Step 1：課税標準額の総額を1/2にわけます。

課税標準額の総額 157,587,720 ← 千円未満は切り捨てます。

$$157,587,000 \times 1/2 = 78,793,500$$

Step 2：それぞれの分割基準で按分します。

○ 事業所等の数による按分

$$78,793,000 \div 1,229 = 64,111.472742\dots$$

小数点5位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$64,111.4727 \times 36 = 2,308,013.0172$$

千円未満は切り捨てます。

2,308,000

○ 従業者数による按分

$$78,793,000 \div 1,730 = 45,545.0867052\dots$$

小数点5位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$45,545.0867 \times 61 = 2,778,250.2887$$

千円未満は切り捨てます。

2,778,000

Step3: Step 2で按分計算した金額を区分ごとに合算します。

$$\text{事業所等 } 2,308 \text{ 千円} + \text{従業者 } 2,778 \text{ 千円} = 5,086 \text{ 千円}$$

税額計算

上記分割基準により算出された分割課税標準額に基づき税額計算を行います。

(ここでは、一例として、東京都の税率により計算しています。)

$$5,086 \text{ 千円} \times 0.525\% = 26,701.5 \quad 26,700 \text{ 円}$$

税額は百円未満切り捨てます。

付加価値割についても、同様に計算を行います。

3 法人税割の分割課税標準額の算出方法

- ① 課税標準額の総額（法人税額）について、それぞれ千円未満を切り捨てます。
- ② ①の金額を、従業者の数で按分計算します。
按分計算した金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- ③ ②で按分計算した金額を合算し、分割課税標準額を算出します。

⇒ この分割課税標準額に基づき税額計算を行います。

計算例

資本金 150,000,000 円 本店：本県市内
法人税割の課税標準額の総額 15,000,000 円
分割基準 従業者の数 県内 65（人） 総数 1,750（人）

課税標準の分割

①従業者数による按分

$$15,000,000 \div 1,750 = 8,571.428571\dots$$

小数点5位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$8,571.4285 \times 65 = 557,142.8525$$

千円未満は切り捨てます。

税額計算

上記分割基準により算出された分割課税標準額に基づき税額計算を行います。
(ここでは、一例として、東京都23区内の税率により計算しています。)

$$557 \text{ 千円} \times 10.4\% = 57,928 \quad 57,900 \text{ 円}$$

税額は百円未満切り捨てます。

第4章 参考

1 よくあるご質問

Q1 移転で県が変わった事業年度は分割するの？

不動産賃貸業を営む法人です。事業年度の途中に、A県からB県に移転しました。期末には、事務所はB県にしかありませんが、税額計算において分割する必要はありますか？

- A1 必要です。事業年度中に2以上の都道府県に事業所等を有していた場合は、各都道府県に課税標準額を分割して、申告納付する必要があります。
なお、電気供給業の法人等、固定資産の価額を分割基準として使用する法人が事業年度の途中で都道府県をまたいで事業所等を移転した場合の取扱いについては16ページを参照してください。

Q2 製造業？

創業より製造業です。ただし、近年商品の加工等はすべて子会社に発注しており、それを仕入れて販売しています。工場等はありませんが製造業ですか？

- A2 法人事業税を各県に按分する分割基準においては、製造業に該当しません。自らは製造を行わず、自己の所有に属する原材料を下請工場に支給して製品をつくらせ、自己の名称で販売しているような場合は、卸売・小売業に該当します。

Q3 常駐者がいないのですが

A県に本社があります。B県には営業所がありますが、常駐者はおらず、社員が月に数日出張して仕事をしています。B県に申告の必要はありますか？

- A3 常駐者がいなくとも、当該営業所は、事業所等に該当しますので、申告の必要があります。
ただし、他に勤務すべき事業所等があり、当該営業所に月に数日出張して仕事している場合には、当該営業所の従業者の数は0人になります。

Q4 派遣社員は？

人材派遣会社から派遣労働者の派遣を受けています。従業者の数にこの派遣労働者を含むのですか？

- A4 従業者の数に含みます。
派遣労働者の場合、給与等を支給するのは派遣元法人ですが、勤務すべき事

業所等は派遣先法人です。

このような従業者は、通知(県)第三章9の1(2)アの規定により、勤務すべき事業所等である派遣先法人に含めます。

Q5 同一市区町村にある事業所等は？

不動産賃貸業を営む法人で、同一の市区町村内に支店と営業所の2つの事業所等があります。

この場合、分割基準の事業所等の数はどのように取り扱うのですか？

A5 2つの事業所等として、それぞれ月末にあった事業所等の数を分割基準の数値とします。

一つの市区町村内に複数の事業所等がある場合、それぞれを分割基準の事業所等として、事業年度中の各月末日の事業所等の数により計算します。

Q6 社員の慰安・娯楽のための保養所は？

社員の慰安・娯楽施設として保養所を常設しています。

この保養所は、分割基準の事業所等として取り扱うのですか？

A6 この保養所は、分割基準の事業所等としません。

社員の慰安・娯楽の目的のためだけに設けられた保養所については、事業所等に該当しませんので、分割基準の対象とはなりません。

ただし、保養所は寮等に該当しますので、法人住民税均等割の申告が必要となることにご留意ください。

Q7 無人の風力発電設備は？

風力発電を行う法人で、A県には風力発電設備のみがあり、B県にある本社から遠隔操作を行っている場合、A県の風力発電設備は事業所等に該当しますか？

A7 事業所等に該当しません。

A県の風力発電設備は人的設備がないため、事業所等の要件を満たしません。

2 参考条文等（一部言葉を省略しております。）

地方税法

（事業税の納税義務者等）

法第 72 条の 2

法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、事業の区分に応じ、事務所又は事業所所在の道府県において、その法人に課する。

（分割法人の申告納付等）

法第 72 条の 48

二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人（以下この条において「分割法人」という。）は、**略**事業税を申告納付し、又は**略**修正申告納付する場合には、当該事業に係る課税標準額の総額（**略**）を分割基準により関係道府県ごとに分割し、その分割した額を課税標準として、関係道府県ごとに事業税額を算定し、これを関係道府県に申告納付し、又は修正申告納付しなければならない。この場合において、関係道府県知事に提出すべき申告書又は修正申告書には、総務省令で定める課税標準額の総額の分割に関する明細書を添付しなければならない。

2 分割法人の事業年度の期間が六月を超える場合（当該分割法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度が六月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日において当該分割法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係がある場合）には、当該分割法人が第 72 条の 26 第 1 項本文の規定により関係道府県に申告納付すべき事業税額又は当該申告納付に係る修正申告納付すべき事業税額は、前項の規定にかかわらず、関係道府県ごとの当該事業年度の前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額を当該事業年度の前事業年度の月数で除して得た額に中間期間の月数を乗じて計算した額に相当する額とする。

ただし、当該分割法人の六月経過日の前日現在において関係道府県に所在する事務所若しくは事業所が移動その他の事由により当該事業年度の前事業年度の関係道府県に所在する事務所若しくは事業所と異なる場合又は六月経過日の前日現在にお

ける関係道府県ごとの分割基準の数値が当該事業年度の前事業年度の関係道府県ごとの分割基準の数値と著しく異なると認める場合には、当該分割法人が第 72 条の 26 第 1 項本文の規定により関係道府県に申告納付すべき事業税額又は当該申告納付に係る修正申告納付すべき事業税額は、当該事業年度の前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の算定の基礎となつた課税標準額の総額を当該事業年度の前事業年度の月数で除して得た額に中間期間の月数を乗じて計算した額に相当する額を同項ただし書の規定による申告納付をする法人に準じて前項の規定により関係道府県ごとに分割した額を課税標準として算定した税額とすることができる。

3 前二項の「分割基準」とは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割する基準をいう。

- 一 製造業 課税標準額の総額を申告書又は修正申告書に記載された関係道府県に所在する事務所又は事業所（以下この項から第 5 項までにおいて「事業所等」という。）の従業者の数に按分すること。
- 二 電気供給業 次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。
 - イ 小売電気事業等 課税標準額の総額の 2 分の 1 に相当する額を事業所等の数に、課税標準額の総額の 2 分の 1 に相当する額を事業所等の従業者の数に按分すること。
 - ロ 電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する一般送配電事業（第 9 項第 1 号及び第 2 号において「一般送配電事業」という。）、同条第 1 項第 10 号に規定する送電事業（第 9 項第 1 号及び第 2 号において「送電事業」という。）（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。）、同条第 1 項第 11 号の 2 に規定する配電事業（第 9 項第 1 号及び第 2 号において「配電事業」という。）及び同条第 1 項第 12 号に規定する特定送配電事業 次に掲げる場合の区分に

応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

- (1) (2)に掲げる場合以外の場合 課税標準額の総額の4分の3に相当する額を事業所等の所在する道府県において発電所の発電用の電気工作物(電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいう。(2)において同じ。)と電氣的に接続している電線路(総務省令で定める要件に該当するものに限る。(2)及び次項第3号において同じ。)の電力の容量(キロワットで表した容量をいう。同号において同じ。)に、課税標準額の総額の4分の1に相当する額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。
- (2) 事業所等の所在するいずれの道府県においても発電所の発電用の電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合 課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

ハ 発電事業等及び特定卸供給事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

- (1) (2)に掲げる場合以外の場合 課税標準額の総額の4分の3に相当する額を事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額に、課税標準額の総額の4分の1に相当する額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。
- (2) 事業所等の固定資産で発電所の用に供するものがない場合 課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

三 ガス供給業及び倉庫業 課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

四 鉄道事業及び軌道事業 課税標準額の総額を事業所等の所在する道府県における軌道の延長キロメートル数に按分すること。

五 前各号に掲げる事業以外の事業 課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業所等の数に、課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業所等の従業者の数に按分すること。

4 前項に規定する分割基準(以下この款において「分割基準」という。)の数値の算定については、次の

各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 従業者の数 事業年度終了の日現在における数値。ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場である事業所等については、当該数値に当該数値(当該数値が奇数である場合には、当該数値に1を加えた数値)の2分の1に相当する数値を加えた数値
- 二 事業所等の数 事業年度に属する各月の末日現在における数値を合計した数値(当該事業年度中に月の末日が到来しない場合には、当該事業年度終了の日現在における数値)
- 三 電線路の電力の容量、固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数 事業年度終了の日現在における数値

5 次の各号に掲げる事業所等については、当該各号に定める数(その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。)を前項第1号に掲げる従業者の数とみなす。

- 一 事業年度の中途において新設された事業所等 当該事業年度終了の日現在における従業者の数に、当該事業年度の月数に対する当該事業所等が新設された日から当該事業年度終了の日までの月数の割合を乗じて得た数
- 二 事業年度の中途において廃止された事業所等 当該廃止の日の属する月の直前の月の末日現在における従業者の数に、当該事業年度の月数に対する当該廃止された事業所等が当該事業年度中において所在していた月数の割合を乗じて得た数
- 三 事業年度中を通じて従業者の数に著しい変動がある事業所等として政令で定める事業所等 当該事業年度に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数

6 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7 第72条の26第1項ただし書の規定又は第2項ただし書の規定により申告納付すべき法人の中間納付額に係る分割基準について第4項の規定を適用する場合には、当該法人の中間期間を一事業年

度とみなす。

8 分割法人が二以上の分割基準を適用すべき事業を併せて行う場合における当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、これらの事業のうち主たる事業について定められた分割基準によるものとする。

9 分割法人が電気供給業を行う場合において、当該電気供給業に係る分割基準が二以上であるときにおける当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める分割基準によるものとする。

- 一 一般送配電事業、送電事業又は配電事業と一般送配電事業、送電事業及び配電事業以外の事業とを併せて行う場合 第3項第2号ロに定める分割基準
- 二 発電事業(電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業をいう。以下この号において同じ。)と一般送配電事業、送電事業、配電事業及び発電事業以外の事業とを併せて行う場合 第3項第2号ハに定める分割基準
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合 電気供給業のうち主たる事業について定められた分割基準

10 前項の場合において、分割法人が電気供給業と電気供給業以外の事業とを併せて行うときにおける当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、前二項の規定にかかわらず、まず、電気供給業又は電気供給業以外の事業のいずれを主たる事業とするかを判定するものとし、当該判定により、電気供給業を主たる事業とするときは、前項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める分割基準によるものとし、電気供給業以外の事業を主たる事業とするときは、当該事業について定められた分割基準によるものとする。

11 分割法人が鉄道事業又は軌道事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う場合には、前3項の規定にかかわらず、鉄道事業又は軌道事業に係る部分についてはこれらの事業について定められた分割基準により、これらの事業以外の事業に係る部分についてはこれらの事業以外の事業のうち主たる事

業について定められた分割基準により、政令で定めるところにより関係道府県ごとに当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額を分割するものとする。

12 前各項に定めるもののほか、課税標準額の総額の分割について必要な事項は、総務省令で定める。

(二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の課税標準額の総額の更正、決定等)

法第72条の48の2

前条第1項の法人の行う事業に係る課税標準額の総額について第72条の39、第72条の41又は第72条の41の2の規定によつてすべき更正又は決定は、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が行う。

2 関係道府県知事は、前条第1項の法人の行う事業に係る課税標準額の総額について第72条の41又は第72条の41の2の規定による更正又は決定をする必要があると認める場合においては、更正又は決定をすべき事由を記載した書類を添えて、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し、更正又は決定をすべき旨を請求することができる。この場合において、当該更正又は決定の請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該更正又は決定の請求は、それぞれ当該各号に掲げる日から二月以内にしなければならない。

- 一 第72条の41第1項又は第72条の41の2第1項の規定によつてすべき更正の請求にあつては、申告書又は修正申告書の提出があつた日
- 二 第72条の41第2項又は第72条の41の2第2項の規定によつてすべき決定の請求にあつては、申告書の提出期限
- 三 第72条の41第3項又は第72条の41の2第3項の規定によつてすべき更正の請求にあつては、第72条の41第1項若しくは第72条の41の2第1項の規定による更正又は第72条の41第2項若しくは第72条の41の2第2項の規定による決定があつた日

3 前条第1項の法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、同項の法人が提出した申告書若しくは修正申告書に係る分割課税標準額(関

係道府県ごとに分割された又は分割されるべき課税標準額をいう。以下本条において同じ。)の分割基準又は本項の規定による修正若しくは決定をした分割基準に誤りがあると認める場合(課税標準額の総額についてすべき分割をしなかつた場合を含む。)には、これを修正し、同条第1項の法人が申告書を提出しなかつた場合(略)には、その分割基準を決定するものとする。

4 前条第1項の法人が主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に申告書若しくは修正申告書を提出した場合又は第72条の39、第72条の41若しくは第72条の41の2の規定による更正若しくは決定を受けた場合において、当該申告若しくは修正申告又は当該更正若しくは決定に係る分割課税標準額の分割基準に誤りがあつたこと(課税標準額の総額についてすべき分割をしなかつた場合を含む。)により、分割課税標準額又は事業税額が過大である関係道府県があるときは、当該法人は、総務省令の定めるところにより、当該関係道府県知事に対し、当該過大となつた分割課税標準額又は事業税額につき、第72条の39、第72条の41又は第72条の41の2の規定による更正をすべき旨を請求することができる。

5~13(略)

(道府県民税の納税義務者等)

法第24条

道府県民税は、(略)、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号に掲げる者に対しては均等割額により、第4号の2に掲げる者に対しては法人税割額により、(略)課する。

一・二(略)

三 道府県内に事務所又は事業所を有する法人

四 道府県内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(「寮等」という。以下道府県民税について同じ。)を有する法人で当該道府県内に事務所又は事業所を有しないもの

四の二 法人課税信託(略)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で道府県内に事務所又は事業所を有するもの

五~七(略)

(法人の道府県民税の申告納付)

法第53条

(略) 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、(略)当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額、(略)均等割額その他必要な事項を記載した申告書をその法人税額の課税標準の算定期間中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額を納付しなければならない。(略)

2~82(略)

(法人の道府県民税の更正及び決定)

法第55条

道府県知事は、第53条の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告に係る法人税額若しくはこれを課税標準として算定した法人税割額がその調査によつて、法人税に関する法律の規定により申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された法人税額(「確定法人税額」という。以下この項から第3項までにおいて同じ。)若しくはこれを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したとき、当該申告に係る予定申告に係る法人税割額若しくは法人税において予定申告義務がない法人の予定申告に係る法人税割額が同条第1項若しくは第2項に基づいて計算した額と異なることを発見したとき、第58条の規定により確定法人税額の分割の基準となる従業者数が修正されたとき、当該申告に係る均等割額がその調査したところと異なることを発見したとき、又は当該申告に係る法人税割額から控除されるべき額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正するものとする。

2 道府県知事は、納税者が第53条第1項又は第31項の規定による申告書を提出しなかつた場合(同条第1項後段の規定の適用を受ける場合を除く。)においては、その調査によつて、申告すべき確定法人税額並びに法人税割額及び均等割額を決定するものとする。

3 道府県知事は、第1項若しくはこの項の規定による更正又は前項の規定による決定をした場合にお

いて、当該更正若しくは決定をした法人税額若しくは法人税割額がその調査によつて、確定法人税額若しくはこれを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したとき、当該更正若しくは決定をした均等割額がその調査したところと異なることを発見したとき、又は当該更正若しくは決定をした法人税割額から控除されるべき額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正するものとする。

4 道府県知事は、前三項の規定により更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

5 (略)

(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の道府県民税の申告納付) 法第 57 条

二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人(略)が(略)法人の道府県民税を申告納付する場合には、当該法人の法人税額を関係道府県に分割し、その分割した額を課税標準とし、関係道府県ごとに法人税割額を算定して、これに均等割額を加算した額を申告納付しなければならない。この場合において、関係道府県知事に提出すべき申告書には、総務省令で定める課税標準の分割に関する明細書を添付しなければならない。

2 前項の規定による分割は、関係道府県ごとに、法人税額の課税標準の算定期間中において有する法人の事務所又は事業所について、当該法人の法人税額を当該算定期間の末日現在における従業者の数に按分して行うものとする。

3 前項の場合において、次の各号に掲げる事務所又は事業所については、当該各号に掲げる数(その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。)を同項に規定する従業者の数とみなす。

一 法人税額の課税標準の算定期間の中途において新設された事務所又は事業所 当該算定期間の末日現在における従業者の数に、当該算定期間の月数に対する当該事務所又は事業所が新設された日から当該算定期間の末日までの月数の割合を乗じて得た数

二 法人税額の課税標準の算定期間の中途におい

て廃止された事務所又は事業所 当該廃止の日の属する月の直前の月の末日現在における従業者の数に、当該算定期間の月数に対する当該廃止された事務所又は事業所が当該算定期間中において所在していた月数の割合を乗じて得た数

三 法人税額の課税標準の算定期間中を通じて従業者の数に著しい変動がある事務所又は事業所として政令で定める事務所又は事業所 当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数を当該算定期間の月数で除して得た数

4 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5 前各項に定めるもののほか、法人税割の課税標準たる法人税額の分割について必要な事項は、総務省令で定める。

(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法人税額の分割の基準となる従業者数の修正又は決定) 法第 58 条

前条第 1 項の法人が第 53 条の規定による申告書を提出した場合において、当該申告書に記載された関係道府県ごとに分割された法人税額の分割の基準となる従業者数が事実と異なる場合(課税標準とすべき法人税額を分割しなかつた場合を含む。)においては、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事がこれを修正するものとする。

2 前項の道府県知事は、同項の法人が第 53 条の規定による申告書を提出しなかつた場合(略)には、関係道府県ごとに分割すべき法人税額の分割の基準となる従業者数を決定するものとする。

3 第 1 項の道府県知事は、同項若しくは本項の規定による従業者数の修正又は前項の規定による従業者数の決定をした場合において、当該修正又は決定に係る従業者数が事実と異なることを発見したときは、これを修正するものとする。

4~6 (略)

(市町村民税の納税義務者等)

法第 294 条

市町村民税は、(略)、第 3 号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第 2 号及び第 4 号の者に対しては均等割額により、第 5 号の者に対しては法人税割額により課する。

一・二 (略)

三 市町村内に事務所又は事業所を有する法人

四 市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下この節において「寮等」という。)を有する法人で当該市町村内に事務所又は事業所を有しないもの

五 法人課税信託(略)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市町村内に事務所又は事業所を有するもの

2~9 (略)

(法人の市町村民税の申告納付)

法第 321 条の 8

(略) 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、(略)、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額、(略)均等割額その他必要な事項を記載した申告書をその法人税額の課税標準の算定期間(略)中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の市町村長に提出し、及びその申告した市町村民税額を納付しなければならない。(略)

2~79 (略)

(法人の市町村民税の更正及び決定)

法第 321 条の 11

市町村長は、第 321 条の 8 の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告に係る法人税額若しくはこれを課税標準として算定した法人税割額がその調査によつて、法人税に関する法律の規定により申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された法人税額(「確定法人税額」という。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。)若しくはこれを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したとき、当該申告に係る予定申告に係る法人税割額若しくは法人税において予定申告義務がない法人の予定申告に係る法人税割額が同条第 1 項若しくは第 2 項に基づいて計算した額と異なることを発

見したとき、第 321 条の 14 の規定により確定法人税額の分割の基準となる従業者数が修正されたとき、当該申告に係る均等割額がその調査したところと異なることを発見したとき、又は当該申告に係る法人税割額から控除されるべき額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正するものとする。

2 市町村長は、納税者が(略)申告書を提出しなかつた場合(略)においては、その調査によつて、申告すべき確定法人税額並びに法人税割額及び均等割額を決定するものとする。

3 市町村長は、第 1 項若しくはこの項の規定による更正又は前項の規定による決定をした場合において、当該更正若しくは決定をした法人税額若しくは法人税割額がその調査によつて、確定法人税額若しくはこれを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したとき、当該更正若しくは決定をした均等割額がその調査したところと異なることを発見したとき、又は当該更正若しくは決定をした法人税割額から控除されるべき額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正するものとする。

4 市町村長は、前三項の規定により更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

5 (略)

(二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の市町村民税の申告納付)

法第 321 条の 13

二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人(略)が(略)法人の市町村民税を申告納付する場合には、当該法人の法人税額を関係市町村に分割し、その分割した額を課税標準とし、関係市町村ごとに法人税割額を算定して、これに均等割額を加算した額を申告納付しなければならない。この場合において、主たる事務所又は事業所所在地の市町村長に提出すべき申告書には、総務省令で定める課税標準の分割に関する明細書を添付しなければならない。

2 前項の規定による分割は、関係市町村ごとに、

法人税額の課税標準の算定期間中において有する法人の事務所又は事業所について、当該法人の法人税額を当該算定期間の末日現在における従業者の数に按分して行うものとする。

3 前項の場合において、次の各号に掲げる事務所又は事業所については、当該各号に掲げる数(その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。)を同項に規定する従業者の数とみなす。

一 法人税額の課税標準の算定期間の中途において新設された事務所又は事業所 当該算定期間の末日現在における従業者の数に当該算定期間の月数に対する当該事務所又は事業所が新設された日から当該算定期間の末日までの月数の割合を乗じて得た数

二 法人税額の課税標準の算定期間の中途において廃止された事務所又は事業所 当該廃止の日の属する月の直前の月の末日現在における従業者の数に、当該算定期間の月数に対する当該廃止された事務所又は事業所が当該算定期間中において所在していた月数の割合を乗じて得た数

三 法人税額の課税標準の算定期間中を通じて従業者の数に著しい変動がある事務所又は事業所として政令で定める事務所又は事業所 当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数を当該算定期間の月数で除して得た数

4 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満た

ない端数を生じたときは、これを一月とする。

5 (略)

(二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法人税額の分割の基準となる従業者数の修正又は決定)

法第 321 条の 14

前条第 1 項の法人が第 321 条の 8 の規定による申告書を提出した場合において、当該申告書に記載された関係市町村ごとに分割された法人税額の分割の基準となる従業者数が事実と異なる場合(課税標準とすべき法人税額を分割しなかつた場合を含む。)においては、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の市町村長がこれを修正するものとする。

2 前項の市町村長は、同項の法人が(略)申告書を提出しなかつた場合(略)には、関係市町村ごとに分割すべき法人税額の分割の基準となる従業者数を決定するものとする。

3 第 1 項の市町村長は、同項若しくは本項の規定による従業者数の修正又は前項の規定による従業者数の決定をした場合において、当該修正又は決定に係る従業者数が事実と異なることを発見したときは、これを修正するものとする。

4~6 (略)

(法72条の48第5項第3号の事業所等)

令35条

法第72条の48第5項第3号に規定する政令で定める事業所等は、法人の当該事業年度に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、当該従業者の数のうち最小であるものの数値に二を乗じて得た数値を超える同条第3項第1項に規定する事業所等とする。

(法72条の48第11項の課税標準額の総額分割の方法)

令35条の2

法第72条の48第1項に規定する分割法人(以下この項において「分割法人」という。)が鉄道事業又は軌道事業(以下この項において「鉄軌道事業」という。)と鉄軌道事業以外の事業とを併せて行う場合における当該分割法人の事業に係る同条第1項に規定する課税標準額の総額(以下この項において「課税標準額の総額」という。)の分割については、まず、当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額を鉄軌道事業に係る売上金額と鉄軌道事業以外の事業に係る売上金額(百貨店業については、売上総利益金額)に応じて按分するものとし、当該按分した額のうち、鉄軌道事業に係る部分については鉄軌道事業について定められた同条第3項に規定する分割基準(以下この項において「分割基準」という。)により、鉄軌道事業以外の事業に係る部分については鉄軌道事業以外の事業のうち主たる事業について定められた分割基準により、関係道府県ごとに分割した金額を関係道府県ごとに合計するものとする。

2 前項の売上総利益金額の算定方法は、総務省令で定める。

(法第57条第3項第3号の事務所又は事業所)

令9条の9の6

法第57条第3項第3号に規定する政令で定める事務所又は事業所は、法人の法第53条第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間に属す

る各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、当該従業者の数のうち最小であるものの数値に二を乗じて得た数値を超える事務所又は事業所とする。

(法第321条の13第3項第3号の事務所又は事業所)

令48条の16

第9条の9の6の規定は、法第321条の13第3項第3号に規定する政令で定める事務所又は事業所について準用する。この場合において、第9条の9の6中「第53条第1項」とあるのは、「第321条の8第1項」と読み替えるものとする。

(課税標準の分割の基準である従業者の定義)

規則3条の5

法第57条第2項の従業者とは、俸給、給料、賃金、手当、賞与其他これらの性質を有する給与の支払を受けるべき者をいう。

(法第七十二条の二第一項第三号の事業)

規則3条の14

1 法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、他の者の需要に応じ電気を供給する事業(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(次項において「小売電気事業」という。)、同条第1項第8号に規定する一般送配電事業(次項及び第6条の2第1項において「一般送配電事業」という。)、同法第2条第1項第10号に規定する送電事業(次項及び第6条の2第1項において「送電事業」という。)、同法第2条第1項第11号の2に規定する配電事業(次項において「配電事業」という。)、同条第1項第12号に規定する特定送配電事業(次項において「特定送配電事業」という。)、同条第1項第14号に規定する発電事業(次項において「発電事業」という。)、同条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業(次項において「特定卸供給事業」という。)並びに次項及び第6条の2第1項に規定する事業に該当する部分を除く。)とする。

2 法第72条の2第1項第3号に規定する発電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物(電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいう。第6条の2第1項において同じ。)を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業(発電事業に該当する部分を除き、当該電気を発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合における当該供給を行う事業(小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業、特定卸供給事業及び第6条の2第1項に規定する事業に該当する部分を除く。)を含む。)とする。

(法第72条の48第3項第2号口の事業等)

規則6条の2

1 法第72条の48第3項第2号口に規定する送電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物により電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者と同項第4号に規定する振替供給を行う事業(一般送配電事業及び送電事業に該当する部分を除く。)とする。

2 法第72条の48第3項第2号口(1)に規定する総務省令で定める要件は、電圧66キロボルト以上の電線路であることとする。

(課税標準額の総額の分割基準である従業者及び固定資産の価額の定義等)

規則6条の2の2

1 法第72条の48第3項及び法第72条の54第2項の従業者とは、俸給、給料、賃金、手当、賞与其他これらの性質を有する給与の支払を受けるべき者をいう。この場合において、当該事業の経営者である個人及びその親族又は同居人のうち当該事業に従事している者で給与の支払を受けない者は、給与の支払を受けるべきものとみなす。

2 法第72条の48第4項第1号ただし書に規定する資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場とは、当該法人の行う主たる事業が次に掲げる事業であるものの物品の製造、加工又は組立て等生産に関する業務が行われている同条第3項第1号に規定する事業所等(第5項及び第6項において「事業所等」という。)とする。

- 一 食料品製造業
- 二 飲料・たばこ・飼料製造業
- 三 繊維工業
- 四 木材・木製品製造業
- 五 家具・装備品製造業
- 六 パルプ・紙・紙加工品製造業
- 七 印刷・同関連業
- 八 化学工業

- 九 石油製品・石炭製品製造業
- 十 プラスチック製品製造業
- 十一 ゴム製品製造業
- 十二 なめし革・同製品・毛皮製造業
- 十三 窯業・土石製品製造業
- 十四 鉄鋼業
- 十五 非鉄金属製造業
- 十六 金属製品製造業
- 十七 機械器具製造業
- 十八 その他の製造業
- 十九 自動車整備業
- 二十 機械修理業
- 二十一 電気機械器具修理業

3 前項の場合において、資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人であるかどうかの判定は、当該事業年度終了の日の現況によるものとする。

4 法第72条の48第4項第3号の固定資産の価額の事業年度終了の日現在における数値とは、当該事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産(建設仮勘定において経理されている固定資産のうち、当該事業年度終了の日において事業の用に供されているものを含む。)の価額とする。

5 電気供給業の事業所等ごとの固定資産の価額についてその区分が困難な場合において総務大臣の承認を受けたときは、前項に規定する当該事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている固定資産の価額を左の表(下の表)の上欄(左欄)に掲げる設備ごとに分別し、その分別された価格を下欄(右欄)に掲げる基準の各事業年度終了の日現在の数値により按分した額とすることができる。

(1) 発電設備	発電所の認可出力
(2) 送電設備	支持物基数
(3) 配電設備	支持物基数
(4) 変電設備	変電所の設備容量
(5) 業務設備	従業者数

6 前項の承認を受けようとする法人は、法第72条の25第1項、第72条の26第1項、第72条の28第1項及び第72条の29第1項の申告納付の期限前5日までに、事業所等ごとの固定資産の価額について、その区分が困難である旨の事由を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。

(売上総利益金額の算定方法)

規則6条の3

政令第35条の2第1項の売上総利益金額は、売上高から売上原価を控除した金額とする。

(分割基準の誤りに係る法人の事業税の更正の請求の手續等)

規則6条の4

法第72条の48の2第4項の規定による更正の請求をしようとする法人は、同条第5項に規定する更正請求書に次項の規定によつて主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に届け出たことを証する文書を添付しなければならない。

2 前項の法人は、あらかじめ主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し、次に掲げる事項を第10号の2様式により届け出なければならない。

- 一 請求をする法人の名称、所在地及び法人番号
- 二 修正した分割基準の明細
- 三 分割基準について誤りを生じた事情の詳細

3 法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該法人に対し、当該届出があつたことを証する文書を交付するとともに、その旨を関係道府県知事に通知するものとする。

(更正請求書の様式)

規則6条の5

法人が更正の請求をしようとする場合において、法第20条の9の3第3項及び第72条の48の2第5項に規定する更正請求書は、道府県民税又は事業税若しくは特別法人事業税については第10号の3様式、市町村民税については第10号の4様式によるものとする。

(課税標準の分割の基準である従業者の定義)

規則 10 条の2の 11

地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県税関係)

第1章 一般的事項

6 事務所又は事業所

(1) 事務所又は事業所(以下6において「事務所等」という。)とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であつて、そこで継続して事業が行われる場所をいうものであること。

この場合において事務所等において行われる事業は、当該個人又は法人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる附随の事業であっても、社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所等として取り扱って差し支えないものであるが、宿泊所、従業員詰所、番小屋、監視所等で番人、小使等のほかに別に事務員を配置せず、専ら従業員の宿泊、監視等の内部的、便宜的目的のみに供されるものは、事務所等の範囲に含まれないものであること。

(2) 事務所等と認められるためには、その場所において行われる事業がある程度の継続性をもつたものであることを要するから、たまたま二、三か月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋等は事務所等の範囲に入らないものであること。

第2章 道府県民税

58 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の道府県民税の課税標準となるべき法人税額の分割の基準となる従業者の取扱いは、法人の事業税の分割基準の従業者の取扱いと同様であること。

第3章 事業税

第9 二以上の道府県において行う事業に係る課税標準の分割

9の1 法第72条の48第3項の事業所等(同項第1号に規定する事業所等をいう。以下この節において同じ。)の従業者とは、当該事業所等に勤務すべき

法第321条の13第2項の従業者とは、第3条の5に規定する従業者をいう。

者で、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払いを受けるべき者をいうものであるが、事業を営営する個人及びその親族又は同居人のうち当該事業に従事している者で給与の支払いを受けていないものは給与の支払いを受けるべき者とみなされるものであるから留意すること。この場合において、給与には、退職給与金、年金、恩給及びこれらの性質を有する給与は含まれないものであり、これらの給与以外の給与で所得税法第183条の規定による源泉徴収の対象となるもののみが、規則第6条の2の2第1項に規定する給与に該当するものであること。(法72の48③、則6の2の2①)

なお、その運営に当たっては、次に掲げるところにより取り扱うものであること。

(1) 納税義務者から給与の支払いを受け、かつ、当該納税義務者の事業所等に勤務すべき者のうち、当該勤務すべき事業所等の判定が困難なものについては、それぞれ次に掲げる事業所等の従業者として取り扱うものとする。

ア 給与の支払いを受けるべき事業所等と勤務すべき事業所等とが異なる者(例えば主たる事業所等で一括して給与を支払っている場合等) 当該勤務すべき事業所等

イ 転任等の理由により勤務すべき事業所等が一月のうちに二以上となった者 当該月の末日現在において勤務すべき事業所等

ウ 各事業所等の技術指導等に従事している者で主として勤務すべき事業所等がないものうち、9の1(1)エ以外の者 給与の支払いを受けるべき事業所等

エ 技術指導、実地研修等何らの名義をもってするを問わず、連続して一月以上の期間にわたって同一の事業所等に出張している者 当該出張先の事業所等

オ 二以上の事業所等に兼務すべき者 主として勤務すべき事業所等(主として勤務すべき事業所等の判定が困難なものにあつては、当該給与の支払いを受けるべき事業所等)

(2) 次に掲げる者(例えば親会社又は子会社の事

業所等の従業者のうち、その従業者がいずれの会社の従業者であるか判定の困難なもの等)については、9の1(1)にかかわらず、それぞれ次に掲げる事業所等の従業者として取り扱うものとする。

- ア 一の納税義務者から給与の支払いを受け、かつ、当該納税義務者以外の納税義務者の事業所等で勤務すべき者(当該者が二以上の納税義務者から給与の支払いを受け、かつ、当該納税義務者のいずれか一の事業所等に勤務すべき場合を含む。) 当該勤務すべき事業所等
 - イ 二以上の納税義務者の事業所等の技術指導等に従事している者で主として勤務すべき事業所等がないもののうち、9の1(2)ウ以外の者 給与の支払いを受けるべき事業所等
 - ウ 事業所等を設置する納税義務者の事業に従事するため、当該納税義務者以外の納税義務者から技術指導、実地研修、出向、出張等何らの名義をもってするを問わず、当該事業所等に派遣されたもので連続して一月以上の期間にわたって当該事業所等に勤務すべき者 当該勤務すべき事業所等
 - エ 二以上の納税義務者の事業所等に兼務すべき者 当該兼務すべきそれぞれの事業所等
- (3) 次に掲げる者については、当該事業所等又は施設の従業者として取り扱わないものとする。
- ア 従業者を専ら教育するために設けられた施設において研修を受ける者
 - イ 給与の支払いを受けるべき者であっても、その勤務すべき事業所等が課税標準額の分割の対象となる事業所等から除外される場合(例えば非課税事業を営む事業所等)の当該事業所等の従業者
 - ウ 給与の支払いを受けるべき者であっても、その勤務すべき施設が事業所等に該当しない場合の当該施設の従業者(例えば常時船舶の乗組員である者、現場作業所等の従業者)
 - エ 病気欠勤者又は組合専従者等連続して一月以上の期間にわたってその本来勤務すべき事業所等に勤務しない者(当該勤務していない期間に限る。)
- (4) 9の1(1)から(3)までに掲げるもののほか、従業者については、次の取扱いによるものであること。

- ア 非課税事業、収入金額課税事業又は鉄軌道事業とその他の事業とを併せて行う納税義務者の従業者のうち、それぞれの事業に区分することが困難なもの数については、それぞれの事業の従事者として区分されたもの数により按分するものとする。
- イ 従業者は、常勤、非常勤の別を問わないものであるから、非常勤のもの例えば、重役、顧問等であっても従業者に含まれるものであること。
- ウ 連続して一月以上の期間にわたるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日現在によるものとする。この場合において、課税標準の算定期間の末日現在においては一月に満たないが、当該期間の翌期を通じて判定すれば一月以上の期間にわたると認められるときは、連続して一月以上の期間にわたるものとし、また、日曜日、祝祭日等当該事業所等の休日については、当該休日である期間は、勤務していた日数に算入すること。
- エ 事業所等の構内・区画が二以上の道府県の区域にまたがる場合には、家屋の延床面積等合理的な方法により按分した数(その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。)をそれぞれの道府県の従業者数とするものであること。

9の2 法第72条の48第5項に規定する事業所等の従業者については、9の1に定めるもののほか、次の諸点に留意すること。

- (1) 事業年度中途において、新設された事業所等にあつては事業年度終了の日の末日、廃止された事業所等にあつては廃止の月の直前の月の末日現在の従業者の数に基づいて月割により算定した従業者の数値によるものであるが、この場合の新設された事業所等には、営業の譲受又は合併により設置される事業所等も含まれるものであること。
- (2) 一の事業年度中途において、新設され、かつ、廃止された事業所等については、廃止された事業所等として従業者の数を算定するものであること。
- (3) 事業年度に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、その従業者の数のうち最小であるものの数値に二

を乗じて得た数値を超える事業所等については、
その事業年度に属する各月の末日の従業者の数の合計数

その事業年度の月数

により従業者の数を算定することとなるが、この適用があるのは、当該事業所等に限るものであって、他の事業所等については適用がないものであること。

また、事業年度の中途において新設又は廃止された事業所等であっても事業所等の所在する期間を通じてその従業者の数に著しい変動があるものは従業者の数に著しい変動がある事業所等に該当するものであるので留意すること。

なお、各月の末日現在における従業者の数の算定については、次の取扱いによるものであること。

ア 各月の末日において勤務すべき者のみが分割基準の対象となる従業者となるものであること。したがって、例えば、月の初日から引き続き日雇労働者として雇用されていたものであっても、当該月の末日の前日までの間に解雇されたものは分割基準の対象となる従業者とはならないものであること。

なお、各月の末日が日曜日、祝祭日等により当該事業所等が休日である場合の分割基準の対象となる日雇労働者については、当該休日の前日現在における状況によるものであること。

イ 月の中で課税標準の算定期間が終了した場合においては、その終了の日の属する月の末日現在における従業者の数は、分割基準には含まれないものであること。

9の3 資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の分割基準となる事業年度終了の日現在における従業者の数のうち、その工場に勤務するものについては、当該従業者数の数値に当該数値の2分の1を加えた数値によることとされているが、この場合において、製造業を行う法人とは、その法人の行う主たる事業が規則第6条の2の2第2項各号に掲げる事業に該当するものをいい、工場とは、物品の製造、加工又は組立て等生産に関する業務が行われている事業所等をいうものであること。

なお、細部の取扱いについては、別途「資本金の

額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の事業税の分割基準である工場の従業者の取扱いについて」(昭和37年5月4日自治丙府発第39号)によること。(法72の48④)

9の4 電気供給業を行う法第72条の48第1項に規定する分割法人の分割基準に関し、同条第3項第2号ロ(1)の電線路とは、事業所等の所在する道府県において発電所(他の者が維持し、及び運用する発電所を含む。以下9の4において同じ。)の発電用の電気工作物(電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいう。)と電氣的に接続している電線路(専ら通信の用に供するものを除く。以下9の4及び9の5において同じ。)であって、当該分割法人が維持し、及び運用するもののうち、電気学会電気規格調査会標準規格JEC-0222に定める電線路の公称電圧が66キロボルト以上のものであり、かつ、当該発電所が発電を行う場合においてその発電した電気を基幹系統側(基幹系統を通じて送電ネットワークへ向けて送電する側)に送電するために設けられた電線路をいうものであること。(法72の48③-2ロ(1)、則6の2②)

9の5 法第72条の48第3項第2号ロ(1)の電線路の電力の容量については、次により取り扱うものであること。(法72の48③-2ロ(1))

- (1) 電線路の性能を示した容量を用いるものであり、運用上の容量を用いるものではないこと。
- (2) 連続的に送電できる電力の容量とするものであること。なお、同一の電線路について、その電力の容量が時期により異なるものとされている場合には、電力の容量が最大となる時期における電力の容量とするものであること。
- (3) 電力の容量が異なる区間がある電線路については、発電所から受電する部分における電力の容量とするものであること。

9の6の2 ガス供給業のうち、導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外のものは、ガス供給業として収入割が課される事業に該当しないが、法第72条の48第3項第3号に規定するガス供給業には該当するため、その分割基準は固定資産の価額となることに留意すること。(法72の48③-3)

9の7 法第72条の48第4項第3号に規定する事業年度終了の日現在における固定資産の価額とは、当該事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産の価額をいうものであること。したがって、建設仮勘定により経理されている固定資産であっても、当該事業年度終了の日において事業の用に供されているものは含まれるものであり、無形固定資産及び貸借対照表に記載されていないものについては分割基準に含まないものであることに留意すること。(法72の48④、則6の2の2④)

9の8 法第72条の48第3項第4号に規定する軌道の延長キロメートル数は、次により取り扱うものであること。(法72の48③)

- (1) 単線換算キロメートル数によるものであること。
- (2) 鉄道事業を行う法人が、自らが敷設する鉄道線路(他人が敷設した鉄道線路であって譲渡を受けたものを含む。)以外の鉄道線路を使用して鉄道による旅客又は貨物の運送を行う場合においては、当該使用に係る軌道の延長キロメートル数を当該法人の分割基準である軌道の延長キロメートル数とするものであること。
- (3) 引込線及び遊休線並びに敷設線を含むものであるが、他の法人等の所有に係る専用線は含まないものであること。

9の9 二以上の道府県に事業所等を設けて鉄道事業又は軌道事業とその他の事業とを併せて行う場合の割合については、次の諸点に留意すること。(法72の48⑩、令35の2)

- (1) 当該法人の事業税の課税標準額のそれぞれの総額をそれぞれの事業の売上金額によって按分した額をそれぞれの事業の分割基準によって分割するのであるが、百貨店業のみについては、売上金額に代えて売上総利益金額が按分の基準とされていること。

なお、この場合における百貨店業とは、物品販売業(物品加工修理業を含む。)であって、これを営むための店舗のうちに、同一の店舗で床面積の合計が1,500平方メートル(都の特別区及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域内においては、3,000平方メートル)以上の店舗を含むものをいうものであること。

- (2) 売上金額とは、本来の事業及びこれに付随する事業の収入金額をいうものであるが、固定資産の売却収入その他受取利息、有価証券利息、受取配当金、有価証券売却益等の事業外収入は含まれないものであること。したがって、鉄道事業又は軌道事業における売上金額とは、原則として鉄道事業会計規則にいう営業収益をいうものであること。
- (3) 売上総利益金額とは、売上高(総売上高から売上値引及び戻り高を控除した額)から売上原価(期首たな卸高と仕入高を加えた額から期末たな卸高を控除した額)を控除した金額をいうものであること。

9の10 法第72条の48第3項第5号に規定する事業所等の数は、次により取り扱うものであること。

- (1) 事業所等に該当するか否かの判定は、第1章第1節6によること。
- (2) 事業所等の数の算定に当たっては、原則として、同一構内・区画にある店舗等の事業の用に供する建物(以下9の10において「建物」という。)について一の事業所等として取り扱うこと。
- (3) 近接した構内・区画にそれぞれ建物がある場合については、原則として、構内・区画ごとに一の事業所等として取り扱うこととなるが、この場合において、二以上の構内・区画の建物について、経理・帳簿等が同一で分離できない場合、同一の管理者等により管理・運営されている場合など、経済活動・事業活動が一体とみなされる場合には、同一の構内・区画とみなして一の事業所等として取り扱うことに留意すること。
- (4) 事業所等の構内・区画が二以上の道府県の区域にまたがる場合には、次に掲げる道府県の事業所等として取り扱うものであること。
 - ア 事業所等の建物が、一の道府県の区域のみに所在する場合 当該建物の所在する道府県
 - イ 事業所等の建物が、二以上の道府県の区域にまたがる場合 当該建物の所在するそれぞれの道府県

9の11 法第72条の48第8項の主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち、売上金額の最も大きいものを主たる事業とし、これによりがたい場合には、従業者の配置、施設の状況等により企業

活動の実態を総合的に判断するものであること。

9の12 外国法人の恒久的施設とみなされた代理人の事務所等が二以上の道府県に所在する場合については、その事務所等のうち当該外国法人のための業務を行う事務所等のみが当該外国法人の事業所等とみなされるものであること。この場合において、同一の事業所等において代理人の本来の業務と外国法人の代理に関する業務を併せて行っている場合の分割の基準となる従業者数は、専ら当該外国法人の代理業務のみを行う者のみとするものであること。

9の13 二以上の道府県において事務所等設けて事業を行う法人が分割基準に誤りがあったこと（課税標準額についてすべき分割をしなかった場合を含む。）により関係道府県の分割課税標準額又は事業税額に過不足がある場合においては、不足額の生じた道府県に対しては速やかに申告又は修正申告をしなければならないのであるが、過大となった道府県に対しては当該分割課税標準額又は事業税額の減額の更正の請求をすることができるものとされているものであること。この場合において、減額の更正の請求はあらかじめ主たる事務所等所在地の道府県知事に届け出た旨を証する文書を添えて行うべきものとされていることにかんがみ、その主たる事務所等所在地の道府県知事は速やかにその処理をすべきものであること。（法72の48の2④）

～ 参 考（資本金等の額の算定）～

4の6の 10 非課税事業等、所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業のうち複数の事業を併せて行う法人の資本金等の額の按分の基準となる従業者数については、以下の取扱いによるものであること。（令20の2の26）

(1) 従業者とは、当該法人の事務所等に使用される役員又は使用人であり、原則として、当該法人から報酬、給料、賃金、賞与、退職手当その他これらの性質を有する給与を支払われるものをいうものであること。したがって、非常勤役員、契約社員、パートタイマー、アルバイト又は臨時雇いその他名称を問わず、原則として雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき労務の提供を

行う者の全てが含まれるものであること。

(2) 4の6の 10(1)にかかわらず、次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる法人の従業者として取り扱うものとする。

ア 派遣労働者等(イに掲げる者を除く。)派遣先法人

イ 派遣元法人の業務にも従事する派遣労働者等 派遣先法人及び派遣元法人

ウ 法人(出向先法人)の業務に従事するため、他の法人(出向元法人)から出向している従業者(エに掲げる者を除く。)当該法人

エ 法人(出向先法人)の業務に従事するため、他の法人(出向元法人)から出向している従業者で、当該他の法人の業務にも従事するもの 当該法人及び当該他の法人

オ 4の2の5なお書により注文者である法人との間の雇用関係又はこれに準ずる関係があると認められた仕事を請け負った法人の使用人 当該注文者である法人

(3) 4の6の 10(1)及び(2)にかかわらず、次に掲げる者については、当該法人の従業者として取り扱わないものとする。

ア その勤務すべき施設が事務所等に該当しない場合の当該施設の従業者(例えば常時船舶の乗組員である者、現場作業所等の従業者)

イ 病欠欠勤者又は組合専従者等連続して一月以上の期間にわたってその本来勤務すべき事務所等に勤務しない者

(4) 従業者数は、事業年度終了の日(仮決算による中間申告の場合には、6月経過日の前日)現在におけるそれぞれの事業の従業者数をいうものであり、法第72条の48第4項第1号ただし書のような計算は行わないものであること。ただし、次に掲げる場合には、当該事業年度に属する各月の末日現在における所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業(以下(4)及び(6)において「所得等課税事業等」という。)の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下(4)において同じ。)を、当該得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における非課税事業等の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数で除して得た値で按分し、所得等課税事

業等に係る資本金等の額とすること。

- ア 所得等課税事業等を行う法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合
- イ 非課税事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合
- ウ 非課税事業等と所得等課税事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において非課税事業等又は所得等課税事業等を廃止した場合

また、次に掲げる場合には、それぞれの事業について、当該事業年度に属する各月の末日現在における当該事業の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を、当該得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在におけるその他の事業(非課税事業を除く。)の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数で除して得た値で按分し、それぞれの事業に係る資本金等の額とすること。

- ア 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において収入金額等課税事業又は特定ガス供給業を開始した場合
- イ 収入金額等課税事業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は特定ガス供給

業を開始した場合

- ウ 特定ガス供給業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は収入金額等課税事業を開始した場合
- エ 所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人が事業年度の中途においていずれかの事業を廃止した場合

(5) (4)の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とすること。

(6) それぞれの事業に区分することが困難な従業者の数については、所得等課税事業等の付加価値額及び所得の算定に用いた最も妥当と認められる基準により按分するものとする。この場合において、それぞれの事業の従業者数についてその数に1人に満たない端数を生じた場合には、これを1人とするものであること。

地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)

第1章 一般的事項

6 事務所又は事業所

- (1) 事務所又は事業所(以下6において「事務所等」という。)とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいうものであること。この場合において事務所等において行われる事業は、当該個人又は法人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる付随的事业であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所等として取り扱って差し支えないものであるが、宿泊所、従業員詰所、番小屋、監視所等で番人、小使等のほかに別に事務員を配置せず、専ら従業員の宿泊、監視等の内部的、便宜的目的のみに供されるものは、事務所等の範囲に含まれないものであること。
- (2) 事務所等と認められるためには、その場所において行われる事業がある程度の継続性をもったも

のであることを要するから、たまたま二、三か月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋等は事務所等の範囲に入らないものであること。

第2章 市町村民税

59 法人税額の分割の基準となる従業者の数とは、関係市町村内ごとの事務所等について、当該課税標準の算定期間の末日現在における数であること。(法321の13②)

この場合における従業者とは、法人の事業税の分割基準に用いられる従業者と同意義のものであり、事務所等に勤務すべき者で、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払いを受けるべき者をいうものであるが、ここにいう給与には、退職給与金、年金、恩給及びこれらの性質を有する給与は含まれないものであり、したがって、これらの給与のみ支給を受ける者は従業者として取り扱われないことに留意すること。

なお、その運用に当たっては、次に掲げるところに

より取り扱うものであること。

- (1) 納税義務者から給与の支払いを受け、かつ、当該納税義務者の事務所等に勤務すべき者のうち、当該勤務すべき事務所等の判定が困難な者については、次に掲げる事務所等の従業者として取り扱うものとする。
 - ア 給与の支払いを受けるべき事務所等と勤務すべき事務所等とが異なる者(例えば主たる事務所等で一括して給与を支払っている場合等) 当該勤務すべき事務所等
 - イ 転任等の理由によって勤務すべき事務所等が一月のうちに二以上となった者 当該月の末日現在において勤務すべき事務所等
 - ウ 各事務所等の技術指導等に従事している者で主として勤務すべき事務所等がない者のうち、(1)エ以外の者 給与の支払いを受けるべき事務所等
 - エ 技術指導、実地研修等その名目を問わず、連続して一月以上の期間にわたって同一事務所等に出張している者 当該出張先の事務所等
 - オ 二以上の事務所等に兼務すべき者 主として勤務すべき事務所等(主として勤務すべき事務所等の判定が困難な者にあつては、当該給与の支払いを受けるべき事務所等)
- (2) 次に掲げる者(例えば親会社又は子会社の事務所等の従業者のうち、その従業者がいずれの会社の従業者であるか判定の困難な者等)については、(1)にかかわらず、次に掲げる事務所等の従業者として取り扱うものとする。
 - ア 一の納税義務者から給与の支払いを受け、かつ、当該納税義務者以外の納税義務者の事務所等で勤務すべき者(当該者が二以上の納税義務者から給与の支払いを受け、かつ、当該納税義務者のいずれか一の事務所等に勤務すべき場合を含む。) 当該勤務すべき事務所等
 - イ 二以上の納税義務者の事務所等の技術指導等に従事している者で主として勤務すべき事務所等がない者のうち、(2)ウ以外の者 給与の支払いを受けるべき事務所等
 - ウ 事務所等を設置する納税義務者の事業に従事するため、当該納税義務者以外の納税義務者から技術指導、実地研修、出向、出張等その名目を問わず、当該事務所等に派遣された者

で連続して一月以上の期間にわたって当該事務所等に勤務すべき者 当該勤務すべき事務所等

- エ 二以上の納税義務者の事務所等に兼務すべき者 当該兼務すべきそれぞれの事務所等
- (3) 次に掲げる者については、当該事務所等又は施設の従業者として取り扱わないものとする。
 - ア 従業者を専ら教育するために設けられた施設において研修を受ける者
 - イ 給与の支払いを受けるべき者であっても、その勤務すべき事務所等が課税標準額の分割の対象となる事務所等から除外される場合の当該事務所等の従業者
 - ウ 給与の支払いを受けるべき者であっても、その勤務すべき施設が事務所等に該当しない場合の当該施設の従業者(例えば常時船舶の乗組員である者、現場作業等の従業者)
 - エ 病気欠勤者又は組合専従者等連続して一月以上の期間にわたってその本来勤務すべき事務所等に勤務していない者(当該勤務していない期間に限る。)
- (4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、従業者については、次の取扱いによるものであること。
 - ア 従業者は、常勤、非常勤の別を問わないものであるから、非常勤の者、例えば重役、顧問等であっても従業者に含まれるものであること。
 - イ 連続して一月以上の期間にわたるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日現在によるものとする。この場合において、課税標準の算定期間末日現在においては一月に満たないが、当該期間の翌期を通じて判定すれば一月以上の期間にわたると認められる場合においては、連続して、一月以上の期間にわたるものとし、また、日曜日、祝祭日等当該事務所等の休日については、当該休日である期間は、勤務していた日数に算定すること。
- (5) 次に掲げる事務所等における従業者の数については、次の取扱いによるものであること。
 - ア 算定期間の中途において、新設された事務所等にあつては算定期間の末日、廃止された事務所等にあつては、廃止の月の直前の月の末日現在の従業者の数に基づいて月割によって算定した従業者の数値によるものであるが、この場合の新設された事務所等には、営業の譲受

又は合併により設置される事務所等も含まれるものであること。

イ 一の算定期間の中途において、新設され、かつ、廃止された事務所等については、廃止された事務所等として従業者の数を算定するものであること。

ウ 算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、その従業者の数のうち最小であるものの数値に2を乗じて得た数値を超える事務所等については

その算定期間に属する各月の末日の従業者数の合計数

その算定期間の月数

により従業者の数を算定することとなるが、この適用があるのは、当該事務所等に限るものであって、他の事務所等については適用がないものであること。

また、従業者の数に著しい変動がある事務所等には、算定期間の中途において新設又は廃止された事務所等であっても事務所等の所在する期間を通じてその従業者の数に著しい変動があるものは従業者の数に著しい変動がある事務所等に該当するものであるので留意すること。

なお、各月の末日現在における従業者の数の算定については、次の取扱いによるものであること。

(ア) 各月の末日において勤務すべき者のみが分割基準の対象となる従業者となるものであること。したがって例えば月の初日から引き続き日雇として雇用されていた者であっても、当該月の末日の前日までの間に解雇された者は分割基準の対象となる従業者とはならないものであること。

なお、各月の末日が日曜日、祝祭日等により当該事務所等が休日である場合の分割基準の対象となる日雇者については、当該休日の前日現在における状況によるものであること。

(イ) 月の中で課税標準の算定期間が終了した場合には、その終了の日の属する月の末日現在における従業者の数は、分割基準には含まれないものであること。

個別通知

「資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の事業税の分割基準である工場の従業者の取扱いについて」(昭和37年5月4日自治丙府発第39号 東京都主税局長、各道府県総務部長あて 自治省税務局長通達)

(資本金の額又は出資金の額)

1 地方税法(以下「法」という。)第72条の48第4項第3号の資本金の額又は出資金の額が1億円以上であるかどうかは、当該事業年度終了の日現在(中間申告の場合においては、当該事業年度(当該法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人事業年度)開始の日から6月を経過した日の前日現在。以下同じ。)によるものであること。(規則6の2の2③)

2 事業税の課税事業と非課税事業とを併せて行う法人についても、資本金の額又は出資金の額が1億円以上であるかどうかは、その法人の資本金の額又は出資金の額の総額が1億円以上であるかどうか

によって判定すべきものであること。

(製造業の範囲)

3 地方税法施行規則(以下「規則」という。)第6条の2の2第2項に掲げる事業は、日本標準産業分類(総務省)による「E—製造業」並びに「R—サービス業(他に分類されないもの)」のうち「891 自動車整備業」、「901 機械修理業(電気機械器具を除く)」及び「902 電気機械器具修理業」の範囲に属するものであること。

(製造、加工又は組立て)

4 規則第6条の2の2第2項にいう物品の「製造」及び「加工」とは、いずれも物を原材料として、これに人工を加え新たな物を製作することをいうものである

が、このうち「製造」とは製作した物の性質が原材料である物と同一性を失っている場合をいい、「加工」とは原材料である物と性質が同一で、ある程度の変更を加える場合をいうものであること。また、「組立て」とは、製作された部分品を組み合わせることをいうものであること。

(生産に関する業務)

5 規則第6条の2の2第2項にいう「物品の製造、加工又は組立て等生産に関する業務」とは、物品の製造、加工、組立てを行う業務のほか、物品の整備又は修理を行う業務をいうものであること。

(生産に関する業務が行われている事務所又は事業所)

6 工場とされる「生産に関する業務が行われている事務所又は事業所」とは、当該法人の事務所又は事業所であって5に掲げる業務が行われている事務所又は事業所をいうものであること。

7 生産に関する業務が行われている事務所又は事業所の判定については、当該法人の事業年度終了の日現在により判定するものとする。

8 「工場である事務所又は事業所」とは、具体的には、工場、製造所、作業所、製油所、造船所、修理場などをいい、本社、支店、出張所、営業所、研究所、試験所、販売所、倉庫、油槽所、病院などは含まれないものであるが、その判定は名称のいかんにかかわらず、当該事務所又は事業所において行われる業務の内容により客観的に行うこと。

(工場の従業者)

9 「工場の従業者」とは、6の工場とされる生産に関する業務が行われている事務所又は事業所に勤務する従業者をいうものであり、従業者の意義及びその取扱いについては、取扱通知第3章9の1に定めるところによるものであるが、さらに次の諸点に留意すべきであること。

(1) 6の工場とされる生産に関する業務が行われている事務所又は事業所に本社、支店、出張所、営業所、研究所、試験所等が併置されている場合の工場の従業者の数には、これら本社、支店、出張所、営業所、研究所、試験所等に勤務する従業者

者の数は含まれないものであること。

(2) 工場の従業者には、工場において製品の製造、加工、組立て等の業務を直接担当する部門に属する者及び製品の検査、包装、原材料の運搬、動力の保守点検等の生産を補助する業務を担当する部門に属する者のほか、当該工場内において総務、経理、生産管理、資材管理等の業務を行う部門に属する者が含まれるものであること。

(3) 事業税の課税事業と非課税事業とをあわせて行う場合において、それぞれの事業に区分することが困難である従業者の数については、取扱通知第3章9の1(4)アによりそれぞれの事業の従業者として区分されたものの数により按分して算定するものとされているが、工場の従業者についてこの取扱いをする場合においては、取扱通知第3章9の1(4)アにより按分された課税事業部分に相当する工場の従業者の数を基礎として2分の1を加算する計算を行うものであること。

(4) 工場の従業者の数は、原則として当該法人の事業年度終了の日現在の従業者の数によるものであること。なお、2分の1を加算する場合において、当該工場の従業者の数が奇数であるときは、当該数に1を加えた数を基礎として2分の1し、加算するものとされているから、2分の1を加算した後の数値に1未満の端数は生じないことに留意すること。(法72の48④-1ただし書)

(分割に関する明細書)

10 法人が事業税の申告書に添付すべき課税標準の分割に関する明細書に記載すべき工場の従業者については、同一の都道府県内に他の事務所又は事業所がある場合においては別欄に記載して工場であることを明らかにするよう指導するものとする。

(住民税の分割との関係)

11 分割基準とすべき工場の従業者数について、その数値を補正することとされているのは、法人の事業税の場合に限られ、法人の道府県民税及び市町村民税の分割について適用がないものであるから留意すること。

行政実例等

<内かん>

○ 法人住民税及び法人事業税における事務所又は事業所の意義について

(昭和 61 年 4 月 1 日 各道府県総務部長、東京都総務局長、東京都主税局長あて 自治省税務局府県税課長、自治省税務局市町村税課長内かん)

法人住民税及び法人事業税における事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)の意義につきましては、依命通達においてその定めがされているところであり、事務所等と認められるためには、その場所において行われる事業がある程度の継続性をもったものであることが必要とされることから、たまたま二、三カ月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所等は事務所等の範囲に含まれないものとされているところですが、二、三カ月を超えるものであっても、建設工事に係る現場事務所等、すなわち、建設工事現場で行われる工事の施工、指揮及び管理に欠くことのできない工程管理、出来高確認、連絡又は打合せのみを行うもので、明らかにその設置期間が半年に満たない仮設のものについては、仮に机等が配置されている場合でも、事務所等の範囲に含めないものとして取り扱うことが適当と考えますので、よろしくお取り扱い下さい。

また、この取り扱いについては、昭和 61 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について行うことが適当と考えます。

おって、貴管下市町村に対してもこの旨周知徹底されたくお願い申し上げます。

(参考)

一 工程管理とは次のものをいう。

- (一) 自己の労働者だけでなく、下請業者も含めてその指揮・監督を行い、工事進行の打合せを行うこと。工事が円滑に進むように、既に締結されている契約に基づいて下請業者を現場に入らせること。
- (二) 工事に必要な資機材の現場への搬出入に当たってその指図を行うこと(既に注文されたとおりの物であることの確認を含む。)
- (三) 現場及び労働者の安全・衛生を確保する等現場の維持・運営を行うこと。資機材の品質

に問題がないか、原材料等の使用状況はどうか、を把握し、必要に応じてこれを本・支店等に連絡し、工程が順調に進むように取り図らうこと。

なお、既に作成された設計図をもとに、その現場で行われる工事についての施行計画、施工図に関する調整も行われる。

- 二 連絡・打合せは、本・支店、発注者、工事監理者、近隣住民等を相手とするものであるが、発注、受注といった新たな契約行為は含まれないものであること。

一、二のいずれもその建設工事現場で行われる工事の施工、指揮及び管理に欠くことのできないものに限られるものであること。

<行政実例>

○ 法人事業税における保険業の分割基準の範囲について

(昭和 29 年 11 月 13 日自丁府発第 106 号 東京都主税局課税部長あて 自治庁府県税課長回答)

問一 事務所又は事業所の範囲について

生命保険会社又は損害保険会社(以下保険会社という。)の本社及び支社(これに準ずるものを含む。)の事務所は、分割基準である事務所又は事業所の範囲に含まれるものと解するが、支部、出張所等については、保険会社が、当該支部、出張所等の地代、家賃、人件費及び通信費等主なる経費を支出し、保険会社が当該支部、出張所等を統轄し、実質上の一機関とみなされる場合に限り分割基準に含め、その他の場合においては含めないものとして差し支えないか。

二 従業者の範囲について

一の事務所又は事業所に勤務している従業者のうち、内勤社員は分割基準である従業者の範囲に含まれるが、外務社員である生命保険募集人は、所得税法の規定において給与所得となる固定給又は同法の規定において事業所得となる能率給と固定給を併せて支給している者のみを従業者とし、その他の生命保険募集人は含めないものとして差し支えないか。

答 一、二ともお見込の通り取り扱って差し支えない。

○ 法人事業税における保険業の分割基準の範囲について

(昭和 35 年 6 月 4 日自丁府発第 72 号 東京都主税局長あて 自治庁府県税課長回答)

問 二以上の都道府県に事務所または事業所を設けて保険業を行う法人のこのことについては、すでに本部の照会(昭和 29 年 10 月 11 日主課法発第 2510 号)に対する貴庁回答(昭和 29 年 11 月 13 日自丁府発第 106 号。以下「前回回答」という。)により明らかとなりましたが、なお、次の点に疑義がありますから、至急何分の御回示をお願いします。

記

一 従業者の範囲について

前回回答によれば、生命保険募集人のうち分割基準である従業者となるのは、所得税法上給与所得となる固定給の支給されている者に限ることとなっているが、国税庁では、昭和 31 年 3 月 26 日直所 2-25、同年 12 月 11 日直所 2-116 および昭和 33 年 5 月 16 日直所 2-36 の長官通達をもって、従来給与所得としていたものでもその一部を事業所得とするよう取扱いを改めたことにともない、分割基準となる従業者もこれらにならって税務官署が、事業所得としたものを除き給与所得と認められた者に限るものとしてよいか。

なお、これによる分割基準の取扱いは保険事業に限らず、外務員を使用するその他の事業を行なう分割法人にも適用するものとしてよいか。

二 事務所等の範囲について

前回回答によれば、保険会社の分割基準となる事務所または事業所(以下「事務所等」という。)は、本社及び支社(これに準ずるものを含む。以下同じ。)のほかは法人が地代、家賃、人件費および通信費等主なる経費を支出し、あわせて業務を統轄し、実質上の一機関とみなされる場合に限ることとなっているが、次に掲げるような場合は、それぞれ記載のように解してよいか。

(1) 分割基準とならない募集人が設けている事務

所等は、分割基準となる従業者が勤務しない限り、分割基準である事務所等とはならないものであること。

(2) 一構の建物のなかに設けられている支社、営業所、支部((1)に掲げるものを除く。以下同じ。)等では独立して業務の行われているものはその単位ごとにそれぞれ一の事務所等となるものであること。

(3) 構を異にして設けられた支社、営業所、支部等の分室で独立して業務の行われるものは一の事務所等となるものであること。

答 一、二 お見込みのとおりである。

○ 衣料品等出張販売に対する事業税の賦課について

(昭和 27 年 5 月 13 日地財委税第 582 号 長崎県総務部長あて 地方財政委員会事務局府県税課長回答)

問 衣料品等を他県より自動車等により運搬し来り各地を巡回し旅館等の一室を借り上げ二、三日位宛所謂出張販売を行い相当の利益を上げている法人及び個人業者があるが、これに対してはその販売場を事業所として法人に対しては法第 763 条の 6 の規定により申告納付を行わしめ、不申告の向に対しては法第 763 条の 7 第 2 項の規定により請求することとし、個人に対してはその出張販売終了の都度これを廃業として法第 744 条第 4 項の規定により課税して差し支えないものと思われが、これに対し至急何分の御教示を相煩したい。

答 地方税法に規定する事務所又は事業所とは、事業上の必要から設けられた人的物的施設であって、そこで継続して事業の行われる場所をいうものである。

従って、設例の如く短期間一時的な業務の用に供する目的で旅館等を借り上げ物品販売を行っている場合において、短期間といえども定期的に一定の場所に巡回して販売業務を行っている場合は、その販売場を事業所とみなして差し支えないが、

短期間不定期に不特定の場所に巡回して販売業務を行っている場合は、事業所の範囲に含めることは適当でない。

○ **二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の関係道府県の分割(軌道の延長キロメートル数)について**

(昭和 29 年6月9日自丁府発第 46 号 兵庫県東京事務所長あて 自治庁府県税課長回答)

問 地方鉄道及び軌道事業の分割基準は、法第 72 条の 48 第 3 項において、当該事務所又は事業所所在の道府県における地方鉄道及び軌道の延長キロメートル数により按分して行うよう規定されておりますが、延長キロメートルの意味及び範囲等左記四点について疑義がありますので御回答願います。

記

- 一 複線の場合はその合計数をいうのか。
- 二 引込線等は計算の中に入れるのか。
- 三 一部遊休線がある場合これも含めるのか。
- 四 軌道業で二本線の側に一本を作り鉄道が使用している場合。

答

- 一 単線換算のキロメートル数によるものである。
- 二、三 引込線及び遊休線も分割基準に含まれるものであるが、他の法人等の所有に係る分は含まれない。
- 四 単線として取扱うことが適当である。

○ **地方鉄道事業及び軌道事業を営む法人の事業税の課税標準の分割基準について**

(昭和 36 年2月2日自治丁府発第7号 東京都主税局長あて 自治省府県税課長回答)

問 二以上の道府県に事務所または事業所を設けて地方鉄道事業または軌道事業を行う法人の事業税の課税標準の分割基準については、地方税法第 72 条の 48 第 3 項の規定によって軌道の延長キロメートル数(単線換算)によることとなってい

るが、下記事案について、疑義があるので何分の御指示を願います。

記

- 一 広軌道を有する甲法人の軌道内に、狭軌道を有する乙法人所有の車両を乗入れるために、乙法人所有の軌条を甲法人の軌道内に一軌条敷設(乙法人の固定資産として計上)し、三線式軌道として甲法人所有の一軌条を甲法人所有の車両及び乙法人所有の車両の運行の用に供している場合、乙法人所有のこの一軌条を、乙法人の分割基準としての軌道とすることができるか。もし、乙法人の分割基準とする場合その軌道の延長キロメートル数の算定はいかにすべきか。

なお、甲、乙両法人の乗入れに伴う契約の概要は別紙のとおりである。

- 二 軌間距離を一にする甲、乙両法人がその所有する車両を相互に乗入れている場合、相互乗入れ区間の軌道は両法人のそれぞれの分割基準に含まれるか。

または、軌道を所有する法人のみ分割基準とすべきか。

(別紙)

契約内容の概要

- 一 乙法人(以下乙とする)は甲法人(以下甲とする)の専用線AB間に乙の車両及び係員を以て乗入れ運転するものとする。
- 二 乗入れ区間の運転収入は甲が取得する。ただし、乙が収入した同区間の特別急行料金はこの収入とする。
- 三 甲は乙車両の甲専用線、AB間乗入れ分については車両使用料を乙に支払うものとする。
- 四 乙ならびに甲所属車両の運転電力料並びに路線保守費及び施設の保守維持は甲の負担とする。
- 五 乙所属員が甲所属線内において運転するときは甲の定めた運転規程による。
- 六 乗入れ列車に対する甲所属線AB間の旅客の取扱は甲が行う。
- 七 乙所属車両が甲所属線内で事故が発生したときは、最寄駅長に報告し、その指示を受け、その損害の負担は損害責任が甲乙いずれにあるか明らかな場合は甲または乙の負担に、不時の場合は双方から選出された調査委員の協議によ

- る。
- 八 線路は甲の軌間—M435、乙の軌間—M067 に共用する三線式軌道とする。
- 九 乗入れに必要な工事は甲の委任を受けて乙が施行する。
- 十 甲乙の責任分界点は、境界駅から乗入れの際の地点(甲、乙法人の軌道接続ポイント)とする。
- 十一 乗入れ工事の費用は下記以外のものは乙の負担とする。
- ① 既設軌道の朽杭木の更換。
 - ② 車両(甲)改造費の内直接制御方式を複式制御方式に変更する費用相当額。
 - ③ その他甲の負担が適当と認められる費用。
- 十二 乗入れ工事施行の結果、既設の諸施設に追加された施設は乙から甲に貸与する。

答 昭和 35 年 2 月 1 日付の 35 主課法発第 80 号をもって照会になった標記については、つぎのとおり回答する。

- 一 乙法人所有の一軌条を二軌条の単線キロメートルに換算して、乙法人の分割基準に含めるべきである。
- 二 軌道を所有する法人のみの分割基準とすべきである。

日本標準産業分類(総務省)〈抜粋〉

大分類E—製造業

総説

この大分類には、有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新たな製品を製造し、これを卸売する事業所が分類される。

製造業

製造業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 新たな製品の製造加工を行う事業所であること。

したがって、単に製品を選別するとか、包装の作業を行う事業所は製造業とはしない。

なお、完成された部分品を組み立てるだけの作業(組立作業)を行う事業所は製造業に分類される。

ただし、土地に定着する工作物については、組

立作業であっても製造業としない。また、修理と呼ばれる行為のなかには、製造行為とみなされるものがあり、そのような事業所は製造業に分類される。

すなわち、船舶の修理、鉄道車両の修理又は改造(自家用を除く)、航空機及び航空機用原動機のオーバーホール並びに金属工作機械又は金属加工機械をすえ付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行う事業所である。

- (2) 新たな製品を主として卸売する事業所であること。

ここでいう卸売とは次の業務をいう。

(ア) 卸売業者又は小売業者に販売すること。

(イ) 産業用使用者(工場、鉱業所、建設業者、法人組織の農林水産業者、各種会社、官公庁、学校、病院、ホテルなど)に大量又は多額に製品を販売すること。

(ウ) 主として業務用に使用される商品(事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械(農業用器具を除く)、建設材料(木材、セメント、板ガラス、かわらなど)など)を販売すること。

(エ) 同一企業に属する他の事業所(同一企業の他の工場、販売所など)に製品を引き渡すこと。

上記(1)及び(2)の条件を備えた事業所が製造業に分類される。

ただし、自ら製造したものを店舗によらず個人へ販売する場合(製品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している)には、製造業に分類される。

一方、自ら製造した製品を店舗によりその場で個人又は家庭用消費者へ販売するいわゆる製造小売業は製造業とせず小売業に分類される。

事業所

製造業の事業所は一般に工場、作業所などと呼ばれるものである。

いわゆる家内工業においては、住居を作業場とする場合も多いが、この作業場で製造加工を主として行っている場合には本分類に含まれ、事業主の住居が分類を適用する場合の事業所となる。

また、主として管理事務を行う本社、本店などは、管理する全事業所を通じての主要な経済活動に

に基づき、その経済活動が分類されるべき分類項目の属する中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類し、別の場所にある自己製品の販売事業所は大分類I-卸売業、小売業に分類される。

製造業と他産業との関係

(1) 農林漁業との関係

(ア) 農家、漁家が同一構内(屋敷内)で製造活動を行っている場合、主として自家栽培又は取得した原材料を使用して製造加工を行っている場合は大分類A-農業、林業又は大分類B-漁業に分類される。

ただし、同一構内に工場、作業所とみられるものがあり、その製造活動に専従の常用従業者がいるときは製造業に分類される。

(イ) 漁船内において行う製造加工は製造業とせず、大分類B-漁業に分類される。

(ウ) 薪及び木炭の製造、立木からの素材生産、採木現場に移動して行う製材、採取現場における粗製しょう腦の製造は製造業とせず、大分類A-農業、林業に分類される。

(2) 情報通信業との関係

(ア) 新聞社・出版社に属する事業所であって、印刷のみを行っているものは製造業に分類される。

ただし、新聞社・出版社で自ら印刷を行う場合であっても、主として発行、出版の業務を行っている事業所は製造業としない。

(イ) 情報を記録した物を大量に複製・製造する場合は製造業とする。

ただし、マスターテープなど原盤を制作する場合は製造業としない。

(3) 卸売業、小売業との関係

(ア) 農林水産物の出荷のために選別、調整、洗浄、包装などを行うものは製造業としない。

ただし、生乳の殺菌・瓶詰を行って卸売するものは製造業に分類される。

(イ) 主として製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売するいわゆる製造小売業は製造業とせず、小売業に分類される。

(ウ) 自らは製造を行わないで、自己の所有に

属する原材料を下請工場などに支給して製品をつくらせ、これを自己の名称で販売する製造問屋は製造業とせず、大分類I-卸売業、小売業に分類される。

(4) サービス業(他に分類されないもの)との関係 (ア) 修理業

修理を専業としている事業所は製造業とせず、修理業に分類される。また、修理のために同一事業所で補修品を製造している場合も修理業とする。

ただし、船舶の修理、鉄道車両の修理又は改造(自家用を除く)、航空機及び航空機用原動機のオーバーホールを行う事業所は、過去1年間に製造行為を行っていないでも製造業とする。

また、機械修理工場といわれるものであっても金属工作機械又は金属加工機械をすえ付け、多種多様な機械及び部分品の製造加工と修理とを行っている場合は製造業とする。

これらは、その工場設備からみても製造能力がなければできないことから、特例として製造業とする。

(イ) 賃加工業

他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受け取る賃加工業も製造業に分類される。

ただし、直接個々の家庭消費者からの委託による賃加工業は製造業としない。

(ウ) と畜場

と畜場は大分類R-サービス業(他に分類されないもの)[9521]に分類される。

ただし、肉製品製造のために一貫作業として、と殺を行うものは製造業とする。

各種機械器具完成品とその部分品・取付具・附属品との関係

機械器具の部分品・取付具・附属品を製造する事業所は、分類項目が特掲されている場合を除き、原則として、その部品及び附属品が使用される機械器具の製造業と同じ細分類に分類される。